

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2405号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号 : 電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫 : 定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

閑話休題

ワールドカップ、俊足好蹴の熱狂が無事にすんで、再び大不況前夜の不気味な静寂に戻った。次は愛知万博。地球社会の未来像と日本列島の役割がどのように表出されるのか気になるが、そのグランドデザインには、全国自治体のふるさとコンクール展も織り込んでもらいたいものである。

日本が初めて参加したのは維新直前一八六七年のパリ万博。出展は美術工芸品が主であったが、ナポレオン三世への贈呈品には、直径一五センチの水晶玉・組立式茶室・源氏時給手箱などととも、実測日本全図(伊能図)があった。それより約半世紀も前に作成された「大日本沿海実測全図」の精細さと美しさが、すでにドイツやイギリスをはじめ



涼

めとして国際的に高く評価されていたからである。

そこで明治六年のウイーン万博では、伝統産業のみならず、日本式庭園と建築を配置し、さらに近代科学技術と芸術性を示すために、洋式の山脈画法も加味するなど増補潤色した伊能図を展示、これまた絶賛を

万博の日本列島

博したよしである。

さらに明治三十七年、日露戦争のさなかアメリカのセントルイス万博では、日本出品中の目玉として、なんと縮尺は一〇万分の一の巨大な立体式「大日本帝国交通地理模型」(長さ約四〇メートル)が、わが通運館に並べられて壮観を呈し、誉れ高き

風景美と近代化した国土像を如実に示して、観光国日本をも世界にアピールした。製作指導は福岡師範学校の元教員の釜瀬新平(一八六八―一九三〇)、この模型の基図が、これもまた伊能図を主にして作成された二〇万分の一縮製の拡大図であった(長野 覚教授の論文による)。

それから一世紀、いまやエ・T時代。グローバルパークの本館ドームには電子式五万分の一の全国景観模型を配置し、その壁面と天井には全市町村の風景・特産・伝統文化・芸能などの動的映像をつぎつぎに投写して、宇宙時代の日本列島三千世界を燦然と輝かしたいものである。

(東京大学名誉教授 西川 治)

活	動	山本会長 地方制度調査会で意見	(2)
活	動	平成15年度政府予算編成・施策で要望 = 全国町村会	(7)
活	動	全国町村会役員が自民党、関係省庁に実行運動を展開	(8)
活	動	平成15年度政府予算編成ならびに施策に関する要望	(9)
情	報	新任都道府県町村会長の略歴(山梨県).....	(8)

もくじ

山本会長 地方制度調査会で意見

広域連合制度の見直し案を提示

第二七次地方制度調査会（首相の諮問機関、諸井虔会長）の総会が七月一日開催され、委員として出席した山本文男全国町村会長（福岡県添田町長）が、小規模市町村の権限見直しなどに言及した同調査会の「審議事項」「論点整理」について意見を述べた。

「審議事項」は①基礎的自治体のあり方②大都市のあり方③都道府県のあり方④地方税財政のあり方 など五項目。また審議の参考とするため同調査会の専門部会がとりまとめた「論点整理」ではこれらの審議事項について、小規模市町村が担う事務や組織のあり方や都道府県合併、道州制の導入 などの検討課題を提示している。

これらに対し山本会長は、「自治体の将来にとって重要な新しい制度をつくることを検討する場合は、その制度に深く関わりのある町村の意見を事前によく聞くべきである」と調査会の議論の仕方に対する意見を述べた上で、「小規模市町村から一定の事務をとりあげ、それを都道府県が行う垂直補完や近隣の大都市が行う水平補完などがうまく機能するとは思えない」と指摘、「個々の町村で対応できない事務事業については、現在の広域連合の制度の不備を解消して対応できる体制を整えた上で合併機運の醸成を図る」ことを提案した。

なお同調査会は、平成十五年十一月頃に答申をまとめる予定で審議を進める。

地方制度調査会の「審議事項」「論点整理」と山本全国町村会長の意見要旨は次のとおり。

第二七次地方制度調査会 審議事項

- 第1 基礎的自治体のあり方について
- 基礎的自治体一般論について
- 小規模市町村について
- 小規模市町村の区域における事務処理について
- 基礎的自治体内の地域組織等について
- 第2 大都市のあり方について
- 大都市のあり方について
- 大都市と都道府県の関係について
- 第3 都道府県のあり方について
- 機能について
- 都道府県合併・道州制等について
- 再編のあり方について
- 第4 地方税財政のあり方について
- 地方財政の健全化について
- 地方分権時代にふさわしい税財政基盤の確立について
- 新しい自治体のあり方に対応した地方税財政制度のあり方について
- 第5 その他の課題について
- 住民との協働その他



地方制度調査会総会（7月1日開催）

活 動

第二七次地方制度調査会
専門部会における論点整理

第二七次地方制度調査会においては、今後の総会及び専門小委員会における審議の参考とすべく、審議事項案の作成及びこれに関連する論点整理を行うため、八名の学識経験者等（正副会長・小委員長を含む）からなる専門部会を設置し、二月下旬より四回にわたり審議を進めてきた。

このたび、地方制度に関する重要事項についての意見交換を行い、以下のとおり論点整理をしたところである。

第1 基礎的自治体のあり方

基礎的自治体一般論

○そもそも基礎的自治体は、本質的に同じタイプのものであるべきか、異なるタイプのもので存在することとするべきか。

○同じタイプの基礎的自治体の中でも、仕事や責任、組織等について、さらに多様性を認めることとするべきか。

小規模市町村

○地方分権が進展し、今後、基礎的自治体として期待される役割を担うことが、財政事情その他の総合的な事情から困難となる小規模市町村のあり方について、どう考

えるべきか。

○現行の小規模市町村を見直す措置（合併方式、他の団体による処理等）を講じる場合、その対象団体をどのように決めるべきか。人口等の客観的基準に全くよるべきか、当該団体の申出等も考慮するべきか。

○見直し後においてもなお小規模市町村が担う事務や組織のあり方について、全国共通の形態とするか、地域により様々な形態の選択を可能とするか。

小規模市町村の区域における事務処理

○基礎的自治体としての責務を担うことができない場合、その責務については、都道府県に配分するか（垂直補充）、それ以外の団体に配分するか（水平補充）。

○基礎的自治体としての責務を都道府県以外の団体に配分する場合、住民の意向反映という問題をどう考えるか。

○垂直補充方式と水平補充方式の選択を認めることが考えられるか。

○上記の措置の対象となる団体について、引き続き、基礎的自治体としての法人格をそのまま残すか、基礎的自治体ではない形で法人格を有するものとするか。

基礎的自治体内の地域組織等
○合併が進んで基礎的自治体の規

模がある程度大きくなったとき、市町村の下に、ネイバーフッドガバメントやコミュニティ等の狭域の自治組織を制度化するか。この場合、ごく限定的な権能の地域団体とするか、それともかなり多様な権能を備えた団体とするか。

第2 大都市のあり方

大都市

○大都市自治体の基本的なイメージとしては、中核市程度の規模を想定すべきか、政令市並の規模を想定するかの。

○政令市等の中には、周辺部を合併して市域を拡大し、その中で業務、商業、居住等の様々な都市的機能を完結的にカバーしている団体と、区域内に多くの昼間人口が流入し、中枢業務機能等に特化した団体と、さらには、三大都市圏において主に居住機能を担い、昼間人口比率の低い団体とが存在しうるが、大都市制度のあるべき姿を検討するにあたり、その違いをどう考えるか。

大都市と都道府県の関係
○都道府県と大都市の関係について、大都市の自立性をより高める方向で考えるべきか、それとも、都制を含めた都道府県の役割を高める方向で考えるべきか。

○政令市のような大都市の権能・

財源等をより拡大する場合においても、都道府県から完全に独立させないまま、一般的には水平的な関係を保ちつつ、都道府県の調整権限的なものが及ぶものとするべきか。

○政令市のような大都市制度のあり方に関する一つの選択肢として、都道府県から完全に独立して、市の権能と府県としての権能を併せ持った「特別市」を制度化することについてどう考えるか。

○上記のような、大都市と都道府県の関係の抜本的な改変を別としても、さしあたり、政令市のような大都市と都道府県の関係で、例えば、税財源配分を組み替えることなどについてどう考えるか。

○現在、政令市の区域では道府県の事務が限定されているにも関わらず、道府県議会議員の多くが政令市から選出されているが、大都市地域における都道府県の議員のあり方をどう考えるべきか。（代表なくして課税なしという視点と、現実の権能との関係をどう考えるか。）

第3 都道府県のあるべき機能

機能

○市町村合併が進むと、市町村の区域・規模・能力が拡大し、都道府県が従前果たしてきた機能（広域機能、連絡調整機能、補充機能）

活 動

は変容することとなるが、そのあり方をどう考えるべきか。都道府県合併・道州制等

○機関委任事務が廃止され、また、市町村合併の進展により市町村と都道府県の関係を見直す必要が生じつつあることから、都道府県の配置分合及び境界変更についても市町村と同様の手続きとするなど、制度のあり方を検討するべきではないか。

○都道府県の将来像の1つの選択肢として、いわゆる「道州制（ブロック単位の広域行政体）」を検討するべきか。この場合、国の立場から地方の行政の仕組み等を構築するという観点と、地方の立場から規模能力を拡充する等の観点とがあるが、このことについてどう考えるべきか。

○都道府県合併や道州制の導入に



山本全国町村会長

山本全国町村会長意見要旨

まずはじめに申し上げさせていただくことは、今回の審議事項、論点整理については専門部会の方々が時間をかけてとりまとめたものであるが、このように自治体の将来にとって重要な新しい制度をつくることを検討する場合は、その制度に深く関わりのある我々町村の意見を事前によく聞いてい

ただきたい。いまからではこの「論点整理」を大幅に変えるような議論はできないのではないだろうか。国のやり方にのっとって決められているこれらのことと、私どもとの考えに隙間が生じており、今後はそのようなやり方を変えていただきたい。町村は力が弱いといわれていますが、やってい

ることは国と変わらない、ただ範囲が狭いというだけです。そういった町村に深く関わりのあることを議論される場合は、事前に私どもも考えもよく聞いていただくよう強くお願いします。

以下順を追って意見を述べさせていただきますのでよろしくお願

は、国の権限をおろしていく受け皿の整備という側面も有するが、国の出先機関が持っている事務権限について、国と地方公共団体間の經由機能については廃止し、それ以外の機能については、合併後の都道府県または道州に移管するべきではないか。

○国の事務権限を移管する場合、機関委任事務的なものが復活しないようにするべきではないか。再編のあり方

○都道府県の再編成や道州制の導入を検討する場合、全国一律の統一的な制度とするか、様々な制度が並存することを認めるか。また、そのプロセスについては、全国一斉に行うか、できるところから行うこととするか。

第4 地方税財政のあり方

地方財政の健全化

○国・地方を通じて巨額の財政収支のギャップを抱えている中で、地方財政の健全化についてどのような目標の下にどのような道筋を描くか。

○財政収支のギャップの解消のためには、歳出抑制、経済活性化に伴う税収増のほか、国・地方を通ずる公共サービスと国民負担のバランスの再検討が必要ではないか。

○地方の歳出は国の予算・施策と密接な関係を有していることから、地方歳出の削減・効率化のためには、国の施策の見直しが必要ではないか。

地方分権時代にふさわしい税財政基盤の確立

○国と地方の最終支出と税源配分の間には大きな乖離があるため、税源移譲等により地方税の拡充を

図り、地方説中心の歳入構造の実現と地域における受益と負担の関係の明確化を図る必要があるのではないか。

○地方税における応益性の空洞化に対応するため、法人事業税への外形標準課税の導入を図るべきではないか。

○地方団体の歳出に対し、法令基準の設定や国庫補助負担金を通じて行われている国の関与を廃止・縮減し、地方団体の歳出面における自由度を高める必要があるのではないか。

○税源移譲を含む国・地方間の税源配分の見直しに際しては、まず国の関与の強い特定財源である国庫補助負担金の大幅な縮減を図り、相当額の地方税への振替えを図るべきではないか。

活 動

まず合併の問題ですが、平成十七年三月の合併特例法の期限を控え、全国の町村では合併に積極的に取り組んでいるところがある一方、合併をしないと決めたところ、また合併をするかしないか、あるいは合併ができないのではなにかということに思い悩んでいるところと様々であります。

合併の是非で思い悩んでいる町村はもちろん、合併に積極的に取り組んでいる町村でも不安を感じている最大の事柄は、合併後の町村の姿、合併をしなかった場合の町村の姿が明確に描ききれないということにあります。税財源や地方交付税のことについても、合併後にどうなるのかはつきりとは分からない状況であり、不安に感じているところがあります。

全国町村会は合併を進めるにあたっては、まずあるべき地方自治のあり方、描くべき将来像といった理念を示す必要があると繰り返し主張してまいりました。

専門部会でおとりまとめたいた「論点整理」の説明を伺いましたが、このような議論は合併を選択した場合、あるいはしなかった場合の市町村の将来像の重要な手掛かりになるものであり、なぜこのような議論を合併推進に先立って行わなかったのか、順序が

逆ではないかというのが率直な感想であります。

これから、論点項目に沿って議論が本格的に行われることになるでしょうが、特に「基礎的自治体のあり方」を中心にいくつか考えを申し上げたいと思います。

○基礎的自治体のあり方について

現在の市町村は、市と町村、市の中でも政令市、中核市、特別市と一般の市とは、人口要件なり権限なりに違いがありますが、一律に基礎的自治体という位置づけがなされており、明確な論拠が示されておりません。

「人口」という面から見れば、地方自治法では市は「五万人以上」となっておりますが、市制施行後に人口が減少し、それを下回る市が数多くあり、一番人口が少ない市は六千人程度であることはご承知だと思えます。また、合併特例法により「四万人以上」更に「三万人以上」とされたことにより、三万人の市が誕生してしまっています。一方、五万人を上回る村もあり、三万人以上の町村もかなりの数がございます。この人口の問題は、市町村制の基本的な問題であり、整理する必要があるのではないのでしょうか。

この「論点整理」で言われている「基礎的自治体」とか「小規模市町村」とかのイメージをつかみかねております。なぜ「自治体」と「市町村」とを使いわけが必要があるのでしょうか。どうもここでの「基礎的自治体論」は、現在の市町村の規模に依拠して仕事や責任を変えてしまい、一定の規模以上の市町村を「基礎的自治体」と位置づけ、それ以外を「小規模市町村」とするような方向での議論のように思えますが、小なりとはいえ、現に町村は住民生活にかかわる幅広い分野で様々な公共サービスを発行しております。こうした町村行政の実態なり、町村が果たしている役割を十分認識していない議論のように思えてなりません。

「基礎的自治体」と「小規模市町村」とを区分する基準や、両者の間の事務配分、財源配分のあり方等は今後議論されることになると思えますが、「自治体」の要素としては人口のほか、土地（面積）も重要でありますので、是非ご配慮いただくことをお願い申し上げます。

「地方自治」は「団体自治」と「住民自治」が両輪であるといわれております。「基礎的」という言葉

にとられるわけではありませんが、「基礎的自治体」と言えるためには、「団体自治」とともに「住民自治」が発揮されるようなものではないかなと思います。その意味からは、小規模自治体こそ「基礎的自治体」と言うにふさわしいのではないかと思っております。

現在の町村は、合併が進むことよって市になるところが出てくると同時に物理的、社会的要因等で合併が行えない町村、合併を行わない町村が明確になってきます。

言葉の問題かもしれませんが、私はそのような町村も「基礎的自治体」として位置づけるべきと考えております。そしてこのような個々の町村で対応できない、あるいは広域的処理がより効率的であると思われる事務については、現在の広域行政の仕組みを再検討し、現行制度の不備や欠点の解消と同時に権限と責任の強化を図る法改正等を行い、当面の事務事業の実施に対応できる体制を整えた上で、将来的な合併気運の醸成をはかる、いわば緩やかな合併を進めるというのも一つの考え方はないのでしょうか。

広域連合の見直しの具体案としては、従来の市町村には窓口業務など固有的・基礎的な事務は残

す、広域連合の首長は公選制とする、ハード事業等は広域連合で行う、農業及び農村の持続的な発展のため、農業振興地域整備基本方針の作成や農業振興地域の指定、農用地区域内の開発許可、農地転用許可等の権限の移譲を行う、その他、都市計画、保安林の解除等、土地利用規制に係る権限と財源について都道府県からの大幅な移譲を行う、といったことについての検討が必要であると考えます。

以上のような既存の広域行政制度の拡充による、いわば緩やかな合併を目指すことについても広域体制整備の現実的対応として論じられるべきであると思われます。言い換えますと、これは二段階方式によって合併を促進する方策ではないかと考えているところでございます。

また、広域連合にも加入できない町村も出てくると思われまので、そのような町村については、一定の事務処理を都道府県なり大都市へ委託する方式をいろいろ工夫することも検討する必要があるかと思えます。小規模市町村から一定の事務をとりあげ、それを都道府県が行う垂直補完とか近隣の大都市が行う水平補完とかが、うまく機能するとは思えません。

仮に補完をしなければならぬ市町村があるならば、メニューを示してそれを選択するという方式、すなわち市町村が自ら決めて補完を受けるといふやり方にするべきであると考えます。最初から補完を前提としたやり方は団体自治あるいは住民自治の侵害につながるのではないのでしょうか。

○ 地方税財政のあり方について
関連して、地方税財政のあり方についてでございます。

これからの町村の財源はどうなっていくのでしょうか。もちろん地方税財源の移譲等については論理的に正しいものであるし、現実的でもあると思えます。しかしいろいろな方策に対応するだけの要素が町村側には極めて少ないため、不要なものは削除するべきだと思えますが、その削除された後にどうしても処理しなくてはならない事務が残ってくるわけですから、その事務処理に要する費用については、国も地方も一律に財源を削減することによって税収の不足をまかなうことができるのではないかと考える次第であります。今後の事務のやり方は簡略化するべきであり、そうすることがより現代的で、住民の皆さんに浸透して理解を得ることができると思いま

す。国民はどこに住んでいても一定の等しい水準の行政サービスを受取ることができることが基本であり、これを損なうということは二十一世紀型の行政体制とはいえません。合併を行わない場合、合併ができない場合であっても町村が行う事務事業に見合った財源を保障するべきであります。

さて町村は国家的な役割分担を担い、またそれを果たしながら都市との共存共栄を図っているところであります。すなわち自然を守り、水をつくり、食糧を供給していることはご存じのとおりです。そしてそれを受けた都市が生産した豊かさを町村に供給しているのです。このような相互扶助の精神が働いております。町村は人口は二割しか占めておりませんが、国土の七〇%を有しております。そしてここから水と自然と食料が生まれているのです。このことを是非お忘れなようにしていただき、まずようお願いいたします。

また、地方分権をより実効あるものとするため、税財源の移譲は早急かつ積極的に行われるべきであるとかねてから要望してきたところでありますが、今後、具体的な税財源の移譲を行うにあたっては、人口が少なく、課税客体の乏

しい町村の自主的・自立的な行財政運営に支障が生じないようにしていただくことを格別にお願いとするとともに、移譲されることとなる税源の配分や地方交付税の確保等について十分配慮することが必要でありますので、ご配慮いただくことをお願いいたします。

○ 大都市、都道府県のあり方について

大都市のあり方等についても議論していく必要があると思えます。私は政令市はその県から除外するべきだと思えます。その方が県の事務がやりやすいのではないのでしょうか。市町村の間に大きな格差が存するところがあります。都道府県の中にも大きな格差がございます。これでは地方自治がうまくゆくとは思えません。都道府県を解体して道州制の採用も検討することが大事であると思えます。いままで是怎么いった格差を埋めるための努力をしてきたわけでありませんが、今後はより効率的な地方自治の制度を考えていくことが必要であると考えます。以上町村の立場から意見を申し述べさせていただきますが、ご配慮を賜りますようお願いいたします。

活 動

平成15年度 政府予算編成・施策で要望 全国町村会

地方分権の推進、町村財政基盤の強化を求める



理事会（七月四日開催）



全国町村会（会長・山本文男福岡県添田町長）は、七月四日理事会を開催し、「平成十五年政府予算編成ならびに施策に関する要望」を決定、会議終了後、役員が要望事項実現のため自由民主党や関係省庁に対し実行運動を行うとともに、衆参両院議員全員に要望書を提出した。

同要望は、活力ある地域社会をつくるための地方分権の推進や自主的、自立的な地域づくりのための町村財政基盤の強化をはじめ、保健福祉対策、生活基盤の強化、農林漁業対策など四四項目にわたるもので、現下の町村が直面している重要な政策課題の解決を図るための施策を明年度政府予算編成に反映させることを強く要請している。

役員が自民党、関係省庁に 実行運動を展開



自民党山崎幹事長(中央)と左から谷合事務総長、藤本副会長、山本会長、田中副会長、齋藤副会長



自民党麻生政務調査会長(中央奥)と左から齋藤副会長、田中副会長、山本会長、藤本副会長、谷合事務総長



総務省金澤事務次官(中央)と左から岩谷常任理事、北林監事、針ヶ谷常任理事



厚生労働省近藤事務次官(中央)と左から西平常任理事、鹿野常任理事、野中常任理事



国土交通省佐藤副大臣(中央)と左から針ヶ谷常任理事、北林監事、岩谷常任理事



農林水産省宮腰大臣政務官(中央奥)と伊藤監事(左奥)、丸山監事(左手前)、服部常任理事(右奥)

活 動

平成十五年度政府予算編成・施策に関する要望

一、地方分権の推進

地方分権型社会の本格的な構築が求められている今日、住民が誇りと将来の展望を持てる個性と活力ある地域社会をつくることは、地方自治体に課せられた重要な使命である。

よって国は、地方分権の一層の推進に向け、次の事項を実現されたい。

一、地方税・地方交付税等地方一般財源を確保するなど、必要な財政措置を的確に講じること。

二、今後、一層の事務・権限の移譲を推進すること。

特に、農地転用、農業振興地域の指定、保安林の指定解除等まちづくりに関する土地利用規制の権限については、地域の実情に精通している自治体の判断に委ねることが合理的であることから、移譲の推進をはかられたい。

三、市町村合併をいかなる形であれ強制することのないよう十分留意すること。

なお、市町村合併の強制を意図した地方交付税算定の見直しは絶対に行わないこと。

二、町村財政基盤の強化

町村は、自主税源が乏しい中、地方分権の進展を踏まえ、介護保険の実施など少子・高齢社会への対応、社会福祉施設等の充実、相対的に立ち遅れている生活関連施設の整備

資源循環型社会の構築等の環境施策の推進、厳しい条件下の農林水産業の振興等、自主的・主体的な地域づくりのため、各般の政策課題を着実に推進する大きな役割が求められている。

よって、国は町村財政基盤を強化するため、次の事項を実現されたい。

一、地方分権の一層の推進に向けて、地方税・地方交付税等の地方一般財源を確保するなどの確な措置を講じること。

二、地方交付税制度の充実強化

(1) 町村が安定した財政運営ができるよう、地方交付税所要額を確保すること。また、地方交付税は地方固有の財源であるので、その制度あり方について検討する場合は、町村の意見を十分踏まえること。特に、スケールメリットが働きにくい町村の行財政運営に支障をきたすことのないよう配慮すること。

(2) 税源の偏在による財政力の是正および一定の行政水準の確保をはかるため、財政調整機能および財源保障機能は、極めて重要であるので、基準財政需要額の算定にあたっては、町村のもつ国土保全に果たす役割などを十分考慮し、実態を的確に反映したきめ細かい財政需要の算定をはかり、町村への傾斜配分を強化すること。

(3) 留保財源率の見直しについては、課税客体に乏しくかつ人口の少

ない町村の実情を十分考慮すること。

(4) 地方交付税が地方の固有財源であることを明確にするためにも、国の一般会計を経由せず、交付税特別会計に直接繰り入れること。

(5) 町村の公債費負担が増嵩していることにかんがみ、元利償還金に対する地方交付税算入率の引上げおよび対象事業の拡大をはかること。

三、低水準にある町村の重点的、計画的な社会資本整備のための公共投資については、国庫補助事業および地方単独事業にかかる地方負担所要財源を十分確保すること。

四、町村税源の充実強化

(1) 地方税は、地方分権を実質的に担保する、地方自治の基礎を支えるものであり、地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小するためにも、所得税から住民税への税源移譲や地方消費税の拡充などにより、租税総額に占める地方税のウエイトを高め、町村税源の充実強化をはかること。

また、いわゆる環境税制を導入する際には、環境対策に係る町村の財政負担を助案し、地方税とすること。

(2) 個人住民税は、町村における、負担分任を基調とした基幹的な税目であるので、安定的にその充実がはかられるよう措置すること。

(3) 個人住民税の均等割については、過大な負担とならないように配慮しつつ、税率を引き上げること。また、人口段階別の税率区分を見直

すこと。

なお、生計同一の妻に対する非課税措置について、見直しをはかること。

(4) 個人住民税の株式譲渡益課税については、申告分離課税への一本化を既定方針どおりに実施すること。

(5) 固定資産税については、平成十五年度の評価替えに伴う税負担の調整措置については、固定資産税が収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、その安定的確保がはかられるよう、特に配慮すること。

(6) 地方法人課税に関しては、町村にとつて重要な税源であるので、法人住民税総額についてこれを確保すること。

また、分割法人の法人住民税について、課税標準にかかる分割基準に事務所または事業所の固定資産を加える等の措置により、配分割合の適正化をはかること。

なお、法人事業税への外形標準課税の導入について、都道府県財政の安定化は町村財政にとつても極めて重要であるので、その導入をはかること。

(7) 道路特定財源については、遅れている町村道の整備を促進するため、所要財源の確保をはかること。

(8) ゴルフ場利用税は、道路整備、環境対策など町村の行政サービスと密接な関連を有しているとともに、その一〇分の七が関係市町村に交付されており、特に山林原野の多い町村の貴重な財源として、地域振興を

活 動

はかる上で重要な役割を果たしているため、本税の充実、確保をはかること。

(9) 特別土地保有税は、土地の有効利用の促進をはかるとともに、土地の投機的取得を抑制することを目的とした税であり、町村の土地政策にも適合した税制となっているため、本税の堅持をはかること。

(10) 租税負担の公平を期する見地から非課税等特別措置については、さらに整理合理化をはかること。特に、固定資産税等の非課税措置、課税標準の特例措置の整理合理化を行うこと。

また、国の租税特別措置等については、地方への支障を来すことのないよう、必要な措置を講じること。

(11) 軽自動車税の各標準税率を引き上げること。

また、軽自動車税のうち原動機付自転車については、課税の在り方等について実態に見合った見直しを行うこと。

(12) 入湯税の税率を引き上げること。

(13) 個人都道府県民税にかかる徴収取扱費交付金の増額をはかること。

(14) 地方税法改正については、年度末専決を行わなくてもよいよう、同法の早期成立をはかること。

五、地方債の充実改善

(1) 町村が生活関連社会資本整備等を推進するため、地方債資金の所要総額を確保するとともに、良質な公的資金を安定的に確保すること。

また、町村が公共料金の抑制をは

かりつつ社会資本整備を進めるためには、公営企業金融公庫による長期低利の資本供給が不可欠であるので、引き続きこの仕組みを確保すること。

(2) 過疎地域の自立促進のための各種施策を推進するため、過疎債の所要額を確保すること。

また、辺地債の所要額を確保すること。

(3) 高利の公的資金にかかる地方債について、繰上げ償還について更に改善をはかるなど適切な負担軽減措置を講じること。

(4) 道路改良事業の弾力的運用をはかることとし、町村道整備にかかる起債対象範囲を拡大すること。

六、第三セクター等の経営の状況にかんがみ、今後の社会経済情勢の変化に対応したあり方についての指針を踏まえ、運営改善のための所要の措置を講じること。

七、過疎地域、辺地、山村、豪雪地帯、半島地域、離島などの町村および人口急増町村等に対し、地域の実情に即した財政措置を講じるとともに、特に配慮すること。

三、国・地方間の財政秩序の確立

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が施行されたが、真の地方分権を実現するためには、地方税財源の拡充強化および国庫補助負担金の整理合理化等を積極的に推進する必要がある。

よって国は、次の措置を実現されたい。

一、事務・権限の移譲にあたっては、地方税・地方交付税等の地方一般財源を確保するなど必要な財政措置を的確に講じること。

二、国庫補助負担金の整理合理化を一層推進すること。

その際、廃止・縮減を行っても町村において引き続き当該事務・事業の実施が必要な場合は、所要財源を明確にしたうえで必要な地方一般財源を確保すること。

三、国庫補助負担金の統合・メニュー化を促進するとともに、地方超過負担の完全解消および補助対象資産の有効活用・転用等について、その運用・関与の改革を一層推進すること。

四、具体的な事業箇所・内容について地方公共団体が主体的に定めることができる統合補助金を拡充すること。

四、ペイオフ凍結解除後における地方公共団体の公金預金の保護

本年四月（流動性預金については平成十五年四月）からペイオフの凍結が解除され、それぞれの地方公共団体においては、公金預金の保護方針について苦慮しているところであるが、預入先の金融機関が破綻し公金預金が喪失した場合には、地方公共団体の行政執行に重大な支障と、住民生活に多大な影響を与えることになる。仮に、それを防止するため公金預金の移し替えや分散を行った場合には、地域経済に不安や悪影響

を及ぼすことも懸念される。

よって、国におかれては、収納代理金融機関における公金の収納金を含む、地方公共団体の取り扱う公金預金について、引き続きその保護のための必要な措置を講じること。

また、金融機関の破綻により金融システムの安定性が損なわれることがないよう的確な検査・監督を通じて金融機関の健全性を確保しつつ、経営安定化策を強力に推進するとともに、地方公共団体の公金預金の公益性に鑑み、金融機関の経営状況の把握に不可欠な情報開示の徹底や、地方公共団体に対する情報提供および相談窓口の設置等について配慮されたい。

五、情報通信技術（ＩＴ）の進展に対応した情報化施策の推進

わが国では、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（ＩＴ基本法）制定以来、ＩＴを中核として日本経済の活性化をはかり、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活を実現することを目標に各種の施策が進められている。

住民生活に直結する町村としても、行政サービスの電子化は重要な課題であり、国は町村の取組みに対して次の事項を積極的に実現されたい。

一、「総合行政ネットワーク」や「申請・届出等手続のオンライン化」にかかる基盤整備およびその運営経費について、積極的な支援措置を講じ

活 動

ること。

また、市町村合併後に重複投資等の無駄が生じないように、国が整合性のある方針を早急に示すこと。

二、情報通信技術を有効に活用するため、ITサポート事業等、専門家の養成や、自治体、地域、学校教育等の場において担い手となる人材の育成や情報システムの開発支援（共同開発を含む）など情報リテラシーの向上に向けた施策を積極的に推進すること。

三、情報通信格差の大きい町村部の情報化を促進するため、光ファイバー網、移動体通信、情報通信拠点施設およびCATV等の高度情報通信基盤の重点的な整備を推進すること。

また、民放テレビ放送難視聴の解消をはかるとともに、地上放送のデジタル化に対応するために行う設備整備等に対する支援制度を創設すること。

四、地理的位置や空間に関する情報等、国土空間データ基盤の整備を高度情報通信社会の社会基盤と捉え、町村における地理情報システム（GIS）の整備、普及の促進に格別の支援措置を講じること。

五、採算性等の問題から民間事業者による光ファイバー網整備が進まない条件不利地域等に対し、超高速インターネットアクセスが可能な環境を整備するため、積極的な財政措置を講じること。

六、国土政策の推進

国土政策は、国土の均衡ある発展をはかることが基本である。国土総面積の七二％を占める町村は、人口減少と少子・高齢化が進行しており、

国土の保全や地域社会の維持に苦慮している。こうした中、相対的に立ち遅れている地域の国土基盤の整備を急ぐとともに、全国のそれぞれの地域が特性を生かした適切な役割を担っていけるよう、地方重視の国土づくりを展開する必要がある。

また、近年頻発している各種大災害の教訓を踏まえ、災害に強い安全なまちづくり、むらづくりをはかることにも配慮すべきである。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、「二一世紀の国土のグランドデザイン」を効果的、かつ着実に推進するため、これまでに取りまとめられた「戦略推進指針」及び「二一世紀の国土計画のあり方」を実施していくとともに、これらを踏まえて調査審議が進められる「国土計画の新たな課題」および「新たな国土計画制度」の検討にあたっては、多自然居住地域と位置づけられ、国土の保全と利用について大きな役割を担う町村の意向を充分に反映すること。

また、整備が遅れている生活基盤の整備を推進するとともに、森林、農地等、国土資源の保全、管理が喫緊の課題となっていることを踏まえ、国民の幅広い合意を基礎とした担い手確保等のための施策を確立し、推進すること。

二、災害に強い国土づくりのために

年次有給休暇の取得推進！

総務省

あなたの職場をチェックしてみましょう。

はい いいえ

みなさん年間10日以上の子休を取得している

職場で子休の取得計画表を作成している

部長さん、課長さんが進んで子休を取得している

どうでしたか？

活 動

も、長期的視点に立つて人口および産業の地方分散を推進すること。加えて、国の行政機関、研究学園施設等については地方定住、特に若者の定住にも配慮して広く地方に分散・立地させること。

三、地域主導による個性的で魅力ある地域づくりを推進するため、権限の移譲および財政措置の充実強化をはかるとともに、地域づくりに資する情報の提供等、適切な支援策を講じること。

四、農山漁村地域を活力にあふれた住みやすい地域として再生するため、美しいむらづくりを推進するとともに、農林漁業振興対策等、各般の施策を拡充強化し、総合的、計画的に推進すること。

五、人口の減少と高齢化の加速等により放置されている山村の森林、中山間部農地等については、国土管理に配慮した適切な措置を講じること。

六、高規格幹線道路および空港等、高速交通網の整備を推進すること。

特に、航空輸送の果たす役割の飛躍的な増大にかんがみ、地方空港の整備を積極的に推進すること。

七、整備新幹線の整備については、国土の均衡ある発展を図り、豊かさを実感できる国民生活を実現するために不可欠なプロジェクトであるので、早期着工、早期完成を目指して推進すること。

八、情報格差の是正、住民サービス向上のため総合的、計画的な地域情報化を促進すること。

特に、電気通信格差是正事業の拡充等により、自治体ネットワーク、光ファイバー網、移動体通信、CATV等の高度情報通信基盤の整備を推進すること。

九、新たな港湾整備事業計画を策定する場合には、豊かで活力ある地域づくりをはかるうえからも重要であることにかんがみ、必要な事業量を確保すること。

一〇、新たな海岸整備事業計画を策定する場合には、必要な事業量を確保すること。

一一、過疎地域、辺地、山村、豪雪地帯、半島地域、離島などの町村に対する振興施策を積極的に推進すること。

七、環境保全対策の推進

循環型社会への取組みや有害物質処理、さらには地球環境問題など、廃棄物の処理は地域の住民にとっても重大な問題となっている。

このような中、町村が総合的かつ計画的な廃棄物処理対策及び環境保全対策を展開できるよう、国においては、次の事項を実現されたい。

一、廃棄物処理対策の改善強化

(1) 新たな廃棄物処理施設整備計画の策定にあたっては、著しく整備が立ち遅れている町村の廃棄物処理施設および焼却灰溶融化施設整備を重点的に推進すること。

特に、廃棄物処理施設の整備については、所要予算額を確保するとともに、補助制度の拡充など財政措置の充実をはかること。

(2) 有毒な新素材の使用を禁止し、一般廃棄物、建設廃材、使用済み自動車、処理困難廃棄物及び産業廃棄物等の処理については、製造、販売業者及び処理業者等の法的責任の強化と監視体制の確立をはかること。

また、不法投棄防止のための対策の充実をはかること。

(3) 廃棄物処理施設の解体、補修工事及び定期的な保守点検等に対する財政措置を講じること。

(4) 産業廃棄物処理施設等の周辺地域に対する環境整備対策を検討すること。

(5) 根本的なごみの減量化を図るため、環境保全を基本理念とした全国民に対する教育を確立すること。

二、健全な循環型社会の構築

(1) 国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造事業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組みよう強力に指導を行うこと。

(2) 低コストのリサイクル技術の開発、リサイクル製品の流通体制の確立と需要の拡大等総合的な廃棄物再生利用対策を強力に推進すること。

(3) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)の運用にあたっては、ストックヤード等施設整備および収集・運搬にかかる必要経費について財政支援措置を充実するなど町村が積極的に取組めるよう配慮すること。

(4) 「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)の本格施行に伴

い増加している不法投棄への防止策として、監視体制の整備をはじめ、引取り・リサイクルに係る費用を販売価格に含めることを検討するとともに、不法投棄物の回収は、小売業者、製造業者等の責任で行うこととし、町村が不法投棄物を回収した場合、その回収費用を製造業者等の負担とするなど、町村の新たな負担とならないよう、万全の措置を講じること。

また、不法投棄者に対し、罰則規定の整備など厳しい対応を行うこと。

なお、製造業者等が設置する指定引取場所を増設されたい。

(5) 自動車リサイクルシステムの円滑な推進をはかるため、使用済自動車の再資源化等に関する法律案(自動車リサイクル法案)を早期に成立させること。

また、家庭用パソコンのリサイクルシステムの検討に当たっては、リサイクル料金の販売時負担を確立すること。

三、ダイオキシン類の対策強化

(1) ダイオキシン類の発生を未然に防止するため廃棄物処理にかかる抜本的な対策を推進すること。特に、小規模施設における発生防止技術を確立するとともに、廃棄物焼却施設における焼却灰や周辺土壌の無害化処理技術の開発等、試験研究を拡充強化すること。

(2) 一般廃棄物処理施設のダイオキシン類の排出削減対策および環境影響等の実態調査にかかる財政措置を

活 動

充実すること。

(3) R D F の燃料としての利用促進のため、その規格および安全基準の明確化等をはかるとともに、財政措置を拡充すること。

八、地域活性化対策の推進

国土の均衡ある発展をはかる見地から、財政基盤の弱い町村を重点的に活性化し、地域経済の再生、少子・高齢社会への対応をはじめ、若者も定住する豊かで住みよい地域社会を構築する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、町村が個性と活力ある地域社会の構築に向け、循環型社会の形成、少子・高齢化への対応、地域資源の活用促進等当面する政策課題に重点的に取り組めるよう、地域活性化事業を充実すること。

また、町村が自主的・主体的に取り組む地域づくりを推進するため、わがまちづくり支援事業等ふるさと関連施策を充実すること。

二、過疎地域、辺地、山村、豪雪地帯、半島地域、離島などの持つ国土保全、水源涵養等の公益的な機能の重要性にかんがみ、これら特定地域に対する振興施策を推進するため、特別な財政措置を講じること。

三、地域づくりと住民生活充実のため、文化、スポーツ施設の整備と有効活用の促進をはかるとともに各種活動への住民参加の促進対策等を強力に支援すること。

四、農山漁村地域が果たしている公

益的役割の見地から、後継者の育成・確保、定住促進対策等の取組を支援するため、国土保全対策事業を充実すること。

五、地域活力の低下している農山漁村地域の活性化と農林漁業の体質強化をはかるため、農山漁村関連施策および農林漁業振興対策を強力に推進すること。

六、地域産業創造対策および新地域経済基盤強化対策を推進するとともに、財政措置を充実すること。

また、地域の自主性を尊重しつつ地域雇用対策を推進すること。

七、国際化に対応した地域づくりのため、町村が実施している国際交流・国際協力事業および在日外国人に関する対策等について財政措置を充実すること。

八、総合保養地域整備法によるリゾート地域の整備にあたっては、自然や生態系に充分配慮しつつ、町村の活性化をはかる見地に立って、総合的かつ機動的に推進すること。

九、人口が急増する町村は、小・中学校等の教育施設、公共下水道、廃棄物処理施設等の生活環境施設など緊急に整備する必要があるため、その事業量を確保し、地域の実態に即するよう財政措置を強化すること。

九、少子化対策の推進

わが国においては、近年の著しい少子化の中で、子ども同士のふれあいの減少などにより子どもの自主性、社会性が育ちにくく、また、社会保障費用にかかる現役世代の負担

の増大、社会の活力の低下等への影響が懸念される状況にある。このため子どもを安心して生み育てることのできる環境づくり、子ども自身が健やかに育っていける社会等の強力な推進が求められている。

よって、国は子育て支援のための対策を総合的、計画的かつ緊急に推進すること。

一〇、社会福祉対策の推進

夫婦共働き世帯の一般化、核家族化の進行等にとともに、家庭における保育機能や介護機能が低下してきている。このため、地域住民のニーズに対応した保育制度の充実および障害者が安心して暮らせる福祉のまちづくり等の推進が課題となっている。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、児童福祉対策等の推進
(1) 保育制度の充実
ア、新エンゼルプランの着実な推進をはかること。

イ、保育所運営費の基準の改善をはかるとともに、特別保育にかかる財政措置を充実すること。
ウ、保育制度にかかる国の財政負担を地方へ転嫁しないこと。

(2) 児童健全育成対策にかかる財政措置を充実すること。

(3) 保育所、幼稚園の連携強化および施設の共用化を推進すること。

(4) 母子、父子家庭対策を充実すること。

(5) 乳幼児にかかる医療費の無料化

を制度化すること。

二、障害者保健福祉対策の推進
(1) 新たな「障害者基本計画」及び「障害者プラン」を策定すること。

(2) 障害者保健福祉対策にかかる財政措置を充実すること。

(3) 身体障害者更生援護施設等にかかる支援費については、地域性や人材の確保に配慮した基準を設定すること。

(4) 町村に移管される精神保健福祉業務については、職員の専門性および精神障害者のプライバシーに十分な配慮をはかる観点から、そのあり方を基本的に見直すこと。

(5) 障害者スポーツの振興をはかること。

三、社会福祉協議会等の充実
(1) 町村社会福祉協議会の活動費にかかる財政措置を充実すること。

(2) 民生(児童)委員の活動費にかかる財政措置を充実すること。

一一、義務教育施設等の整備促進

わが国の将来を担う子どもたちを時代の進展に即応し、心身ともにたくましく育成するため、安全かつ快適で特色ある教育環境づくりが重要である。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、義務教育施設等整備事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を拡充すること。

二、学校給食については、地域の実

活 動

情に即した給食施設及び設備にかかる財政措置を充実するとともに、米飯給食に対する財政措置を講じること。

また、集団食中毒対策の充実・強化をはかること。

三、学校図書館図書整備に対する財政措置の充実をはかること。

四、小・中学校等にかかる現行の放送受信料免除措置を継続すること。

五、総合的な学習の時間の実施に当たり、地域や学校が創意工夫を生かした特色ある教育を展開できるように所要の財政措置を講じること。

一、二、青少年の健全育成対策の強化

次代を担う青少年の健全育成のため、家庭、学校ならびに地域社会が一体となって強力に推進する総合的な対策が必要である。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、青少年の団体活動、ボランティア育成活動等青少年育成国民運動を一層推進すること。

二、学校生活におけるいじめや、非行等の問題行動が多発している現状にかんがみ、生徒指導の充実強化、その他児童・生徒を健全に育てるための心の教育を一層推進すること。

三、特に最近の青少年による凶悪事件の頻発にかんがみ、専門的見地からの原因究明をはじめ、その防止対策を総合的に推進すること。

一、三、生涯学習等の振興

人々がいつても、自由に多様な学習機会を選択して学ぶことができ、心にゆとりと潤いのある生涯を送れるようそれぞれの地域の実情にあった生涯学習推進体制を整備する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、生涯学習振興事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を充実すること。

二、生涯スポーツの普及振興事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を充実すること。

三、史跡等文化財保護に対する財政措置を充実すること。

一、四、老人保健福祉対策の推進

高齢社会の到来を踏まえ、新たなシステムに対応した基盤整備を計画的に推進するとともに、高齢者の生きがいと健康づくりを強力に推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、老人保健対策の推進

(1) 老人医療費に対する国の負担割合を拡充すること。

(2) 老人医療費拠出金の算定にかかるとる老人加入率の上限を撤廃すること。

また、退職者にかかる老人医療費拠出金の全額を退職者医療制度で負担すること。

(3) 老人保健事業にかかる財政措置

を充実すること。

二、老人福祉対策の推進

(1) ゴールドプラン二の着実な推進をはかること。

(2) 養護老人ホーム等にかかる措置費基準の改善をはかること。

(3) 在宅福祉施策および老人福祉施設については町村が必要とする事業量を確保するとともに、地域の実情に応じた整備ができるよう財政措置を充実すること。特に小規模特別養護老人ホーム等の設置基準等の緩和をはかること。

(4) 高齢者がその実態に応じ、就業の機会を確保できるよう雇用対策を充実すること。

また、知識と経験を活かせる適当な仕事に従事し、教育、経済等社会活動に積極的に参加できる機会を確保するための対策を充実すること。

二、痴呆性老人に対する総合的対策の推進をはかること。

一、五、介護保険制度の円滑な実施

町村は介護保険制度施行以来、高齢者に対する必要かつ十分な介護の提供に懸命の努力を傾注しているところである。

制度も三年目を迎え、町村は第一期介護保険事業計画の策定等に取組んでおり、高齢化社会に対応した制度を構築するためにも町村の意見を十分尊重しつつ、今なお山積している課題の解決に向けて取組む必要がある。

よって、国は次の事項を実現され

たい。

一、保険者について

(1) 保険給付について施設サービスが中心となっているが、介護保険制度本来の主旨のとおり、被保険者が要介護状態になった場合においても可能な限り居宅サービスが提供できるように制度化すること。

(2) 市町村が保険者となっているが、市町村が希望する場合には公平、公正かつ、より効果的な制度運営のため、都道府県単位の広域連合組織等での運営を推進すること。

二、保険料について
(1) 国および都道府県による財政補填制度を創設した上で、低所得者に対する保険料については特別の措置を講じること。

また、保険者の責に帰さない事由により高額な保険料となる場合については、実態に即した適切な措置を講じること。

(2) 保険料六段階制の周知をはかること。

(3) 第一号保険料にかかる特別徴収の対象範囲(遺族年金、障害年金等)を拡大すること。

(4) 介護保険料の上乗せ賦課にとむなう、国民健康保険料(税)の収納率低下により生じる歳入欠陥については、全額国費により補填すること。

三、財政調整について

(1) 平成十二年度から平成十四年度までの介護保険料については、制度発足前の予測により算定している状況に鑑み、予見不可能なやむを得な

活 動

い事情により赤字を計上した市町村に対しては特別の財政補填制度を創設すること。

(2) 国の負担二五%のうち五%が調整財源とされているが、調整財源については二五%の外枠とするともに、算定基準に介護保険施設の病床数を加味すること。

(3) 財政安定化基金にかかる財源は国および都道府県の負担とするともに貸付金の償還期間を延長すること。

四、要介護認定について

(1) 公平、公正かつ迅速な認定を確実なものとするため、都道府県の責任において審査基準や不服に対する統一見解の提示および連絡調整を行う本部ならびに生活圏域を単位として審査判定を行う支部を設置すること。

(2) 認定審査会委員の研修および訪問調査員等の研修を充実すること。

(3) 認定審査会委員報酬および調査業務委託料については、実勢に応じた基準額を設定すること。

(4) 認定更新の際、状態に変化が生じていない者については要介護認定期間を現行の原則六ヶ月から原則一年に延長すること。

(5) 主治医の意見書についてはコンピュータによる迅速化をはかるため、特記事項等を様式化すること。

五、介護報酬等について

(1) 次期介護報酬の改定に際しては施設を中心に介護報酬を引き下げるとともに、平成十五年四月よりも可能な限り早期に実施すること。

(2) 訪問介護の給付については身体介護、家事援助および両者の複合型の三類型設定されているが、給付上区分けが困難を極めている現状に鑑み、一本化するなど介護報酬について見直しをはかること。

(3) いわゆる「介護タクシー」の取扱いについては原則制度外とする。

(4) 介護支援専門員については要支援者及び要介護者からの相談等に対応するとともに、その心身の状況に対応した居宅又は施設サービスを適切に利用できるよう、市町村、居宅サービス事業者および介護保険施設等との連絡調整など、本来の業務を遂行できるよう介護報酬を引き上げること。

(5) おむつ代については従来同様に介護報酬に含めること。

(6) 特別養護老人ホーム(新型特別養護老人ホーム)のホテルコストの徴収については、低所得者に十分な配慮を講ずること。

(7) 住宅改修理由書作成について介護報酬を設定すること。

(8) 福祉用具貸与の対象品目についても、利用者が希望する場合は購入可能とすること。

(9) 介護療養型医療施設の看護六…一、介護三…一の人員配置の報酬は、平成十五年三月三十一日の経過期限後は廃止すること。

(10) 介護報酬の特別地域加算に係る影響額については、利用者負担を含め財政措置を講ずること。
六、利用者負担について



お手伝いします、魅力ある地域づくり

公営企業金融公庫

http://www.jfm.go.jp/

活 動

国および都道府県による財政補填制度を創設した上で、低所得者に対する利用料負担については特別の措置を講じること。

七、家族介護に対する評価について
(1) 町村においては家族介護に依存する度合いが高いという現状に鑑み、現金給付の制度化を含め支援策を充実すること。

(2) 同居家族に対する訪問介護に係る基準について、時間規制の二分の一要件は削除すること。

八、サービス提供事業者等について
(1) 市町村において行う苦情処理事務については、円滑に処理できるように支援体制を強化するとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 市町村特別給付については法律、政省令等によって関与しないこと。

九、介護基盤の整備について

(1) 市町村介護保険事業計画に基づき介護サービスが適切に提供できるように、介護基盤整備については人材の育成・確保等にかかる支援策を含め十分な財政措置を講じること。

(2) 介護療養型医療施設の入所定員数が町村の保険料水準に及ぼす影響が大きいことに鑑み（療養型病床群は）全て医療保険の適用とすること。

また、当面、介護保険制度で対応するとしても、介護療養型医療施設の新規指定にあたっては町村の意見を踏まえて行うとともに、転換型介護老人保健施設で対応すること。

なお、療養型医療施設の診療報酬

引き上げに対応して、介護報酬も早期に引き下げること。

(3) 施設サービス対象者については要介護一から五までが対象とされているが、真に施設サービスが必要な者が入所可能となるよう、要介護四・五のみを対象とし、要介護一から三については家族構成等考慮の上、特に必要と認められる場合のみ入所可能とすること。

(4) 介護支援専門員の地域的偏在等についての対応策を講じるとともに、研修を充実すること。

(5) サービス事業者の指定については地元町村と十分協議し、同意を得た上で指定を行うこと。

(6) 介護老人保健施設については、町村が必要とする事業量を確保するとともに財政措置を充実すること。

一〇、事務費について

事務費については、要介護認定等に要する費用の二分の一を補填するよう制度化すること。

また、制度化されるまでの間、従来の事務費交付金の必要額を全額確保すること。

一一、居宅介護サービス計画のチェック等、町村が給付の適正化のために行う取組みが促進されるよう、国は支援すること。

一二、その他

(1) 養護老人ホームおよびグループホーム、特定施設等の施設入所者に対して、住所地特例を適用すること。

(2) 介護保険制度に関する国民の理解と協力を得るため、的確な広報を

行うこと。

(3) 高齢者が可能な限り自立可能となるよう、介護予防・生活支援事業等の推進をはかること。

一六、地域保健医療対策の推進

急速な高齢化の進展、慢性疾患の増加等による疾病構造の変化、保健サービスに対する地域住民のニーズの高度化や多様化等に対処するため、総合的な地域保健医療対策を推進することが必要である。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、地域保健の充実

(1) 母子保健事業が円滑に実施できるように財政措置を充実すること。

(2) 予防接種が集団接種から個別接種になったことにもなうワクチン代の高騰に対処し、予防接種事業にかかる財政措置を充実すること。

また、高齢者のインフルエンザ予防接種にかかる公費負担については十分な財政措置を講じること。

(3) 保健師、助産師、栄養士等の養成、確保をはかるとともに、地域の実情に応じて配置できるよう財政措置を充実すること。

(4) 市町村保健センターの運営および施設整備にかかる財政措置を充実すること。

二、地域医療体制の充実

(1) 自治体病院の医師確保対策をはかるとともに、経営健全化対策および施設・設備整備にかかる財政措置を充実すること。

(2) 看護職員の養成、確保をはかる

とともに、財政措置を充実すること。

(3) 国立病院・療養所の統合、経営移譲等については、地域の医療に支障をきたさないよう地元町村と十分協議すること。

三、へき地保健医療対策の充実

(1) 「第九次へき地保健医療計画」の着実な推進をはかること。

(2) へき地診療所等の運営、医師および看護師等の養成、確保ならびに施設整備等にかかる財政措置を充実するとともに、医師標欠にかかる診療報酬の減額措置について緩和措置を講じること。

四、救急医療体制の体系的な整備を推進するとともに、救急医療情報センターにかかる財政措置を充実すること。

十七、医療保険制度の抜本的な改革の実現

市町村保険者は国民健康保険事業の健全な運営のため、日夜懸命の努力を傾注しているところである。

市町村国保は医療費の増高等により年々保険料（税）が高額化し、これ以上の保険料（税）の引き上げおよび一般会計からの繰り入れについては、もはや限界に達している。

そのような中、昨年一月に政府・与党社会保険改革協議会が公表した「医療制度改革大綱」においては、負担と給付の公平化のため、我々が従来から主張している「医療保険制度の一本化」が「医療保険制度の一元化」として取り上げられて

活 動

おり、道筋がつけられたものとして一定の評価をしている。

しかしながら、「一定の期間内に結論を得る」としながらも、未だに我が国の医療保険制度の将来像を明確にしている現状において、安易に国民に自己負担および保険料(税)の増額を求め、負担を転嫁することは避けるべきである。

よって国は、医療保険制度の一本化を基本に、合理的な医療費に関する方策について次の事項を実現されたい。

一、医療保険制度の一本化に向けての方策

(1) 当面の措置

国は予め、上記達成の目標年次等を定めるとともに、当面の措置として国保財政改善のため、目標に沿った必要かつ十分な国庫負担による財政支援措置を講じること。

(2) 中期的目標

段階的措置として、現行保険者種別を維持しながら、類似の保険者において保険料率の統一等を行い、地域医療制度として財政の一本化をはかること。この場合、国が主体的に財政調整を行うこと。

(3) 長期的(最終的)目標

既存の各制度や保険者組織を統合し、全ての国民が加入する統一的な医療保険制度として一本化すること。

二、合理的な医療費に関する方策

(1) 高齢者を中心として、長期療養者や慢性疾患に対する合理的な診療報酬包括支払方式を導入すること。

(2) かかりつけ医機能の強化促進により、不必要な重複受診を避けること。

(3) 薬価および心臓ペースメーカー、人工関節、ダイアライザー等の医療用具・保険医療材料価格の強力な適正化をはかること。

(4) レセプト審査の適正化をはかるとともに、レセプトおよびカルテの電子化を推進するため、国が財政支援を行うこと。

(5) 難病等の特殊な疾病については国の負担とすること。

(6) 低所得者対策については制度外で実施するなど十分に配慮すること。

(6) 生活習慣病対策の推進をはかるとともに、国は市町村保健事業を支援すること。

一八、農業・農村対策の推進

わが国の農業・農村は過疎化・高齢化の進展による担い手の減少、耕作放棄地の増加また、国際化の一層の進展等大変厳しい状況にある。

また、BSE(牛海綿状脳症)の発生や食品の虚偽表示が行われたことにより、食品に対する消費者の信頼は著しく低下している。

このような状況において、食品の安全と安心を確保する体制を早急に確立するとともに、食料・農業・農村基本法およびそれを具体化する食料・農業・農村基本計画を着実に実施し、安定した足腰の強い農業および農山村を構築する必要がある。よって、国は、次の事項を実現さ

れたい

一、食の安全と安心の確保と食料自給率目標の達成

(1) 食の安全と安心の確保

消費者保護を第一に、食に対する安全と安心を確保する観点から、関連する法制度の抜本的な見直しを行うとともに新たな食品安全行政組織の構築をはかること。

また、食卓へ生産情報を届けるトレーサビリティシステム(生産加工履歴情報を把握できる仕組み)を導入し、これを実効あるものとするため、JAS規格などの法制化をはかること。

食品表示については、わかりやすく信頼される表示制度を確立するとともに不正を見逃さない監視体制の整備、虚偽表示に対する公表や罰則規定の強化をはかること。

(2) 食料自給率目標の達成

「食料・農業・農村基本計画」において示された食料自給率目標を確実に達成するため、国内農業生産振興対策を抜本的に強化するとともに、食料消費については、食品の廃棄や食べ残しの削減等食生活の見直しについて周知・普及をはかること。

また、地産地消の推進に向けた地域の取り組みに対してハード、ソフト両面にわたる支援を強化すること。

二、国内農業生産体制の強化と国産米の消費拡大

(1) 水田を中心とした土地利用型農業の推進と米生産調整政策の見直し
米の計画的生産および麦・大豆・

飼料作物等の本格的定着・拡大をはかる水田を中心とした土地利用型農業活性化対策の推進に当たっては、地域の実情に即した取組みを推進するとともに、米穀の需給均衡と価格の安定を早急に図ること。

また、米生産調整政策の見直しに当たっては、水田農業の確立と地域の実態に十分配慮するとともに、生産者団体の主体的取組を強化し、制度の簡素化をはかること。特に、新たな制度の実施に当たっては、市町村や農業団体等との合意のもとに進めるとともに、目標の配分、確認、助成金の交付等に係る事務について町村の負担が過重にならないよう簡素化すること。

(2) 農業生産の総合的な振興

耕種と畜産の連携強化等による農業生産の総合的な振興を図る観点から再編、統合された「生産振興総合対策事業」を着実に推進すること。

特に、自給率の低い麦、大豆等の重点的な生産振興をはかるため排水対策等圃場の改良整備を推進するとともに、各地域の実情に応じた地域特産作物の振興、開発を行うこと。

また、園芸産地の活性化をはかるため産地の実態にあった野菜生産省力機械の開発普及を促進すること。

なお、生産資材費の軽減をはかるため農業機械・施設リース事業を拡大すること。

(3) BSE(牛海綿状脳症)対策等の推進

我が国で初めて発生したBSEについては、その発生原因を早急に究

明し、再発防止のための万全の対策を講じるとともに、畜産農家等の経営安定対策、肉骨粉や特定危険部位等の処理、BSEに関する知識の普及、国産牛肉の消費拡大等の諸対策を強力に講じること。また、これら対策の地方負担に係る財源対策を拡充強化すること。

また、口蹄疫等畜産に係る海外伝染病の国内侵入・まん延防止対策等の防疫対策の一層の強化をはかると。

(4) 野菜対策の強化

輸入急増によりセーフガード(緊急輸入制限措置)の暫定発動に至った野菜等については、生産の効率化・高付加価値化、流通システムの改革、価格安定制度の拡充等により、国際競争に耐えうる体質の強い国内産地体制の確立をはかると。

(5) 国産米の消費拡大

世界的な食料・環境問題が懸念される中、米を中心とした日本型食生活の再構築をめざすとともに、農村地域の活性化につながる新たな米消費拡大策の拡充強化をはかると。また、日本の食文化を守り育てていくため米飯を主体とする学校給食制度を確立し、学校給食用米穀の確保のための施策の創設と必要な財源の確保をはかると。

三、WTO農業交渉への対応

WTO農業交渉に当たっては、農業の有する多面的機能や食料安全保障の重要性に配慮した新たな国際ルールの実現をはかると。

また、関税化に移行した米につい

ては、稲作農家の経営に影響のないよう現行の関税水準の維持、ミニマム・アクセス米の見直しに努めるとともに諸外国への援助用に積極的に活用すること。

なお、輸入農産物が増加傾向にあることから、監視を強化し、国内農業経営に著しい影響がある場合、セーフガード(緊急輸入制限措置)を迅速かつ円滑に発動するとともに、国内産地対策を強化すること。

四、地域農業の体質強化

(1) 地域農業の担い手の育成・確保
地域における少子高齢化が著しく進行しているため、意欲ある担い手の確保・育成と新規参入を促進するため農業就業者の所得の確保、社会保障、年金等の身分保障制度を確立すること。特に、安定した農業者年金制度は、若い担い手の確保の面から重要であるため、新制度PR、加入促進につとめるとともに制度の充実強化をはかると。

また、認定農業者への支援を資金面、技術面から強化するとともに、女性の農業経営に参画する機会の確保と高齢農業者が生きがいを持って農業活動を行うことができる環境の整備、集落営農に対する支援を強化すること。

(2) 農業基盤整備の推進と土地改良負担金の軽減

国内の農業生産の増大に資するため、水田汎用化、畑地かんがい等に重点をおいた農業基盤整備の推進および土地改良負担金の農家負担の一層の軽減をはかると、また、受益

者負担のない場合は土地改良法に基づき同意を要しないよう法手続きを簡素化するとともに、地域の実情に応じた小規模な土地改良事業が実施できるよう措置すること。

また、土地改良事業に係る施設および広域営農団地農道の維持管理費の助成を拡充するとともに、国営かんがい排水事業により建設された施設は国が管理すること。

(3) 経営構造対策の推進と担い手への農地の利用集積の促進

効率的かつ安定的な農業経営を育成するため経営構造対策を拡充すること。

また、担い手への農地利用集積対策及び法人経営の育成対策を強化すること。

(4) 優良農地の確保と土地利用調整の強化

「食料・農業・農村基本計画」で示された食料自給率の達成に向け、必要な優良農地の確保と有効利用を積極的に推進するとともに、地域の実態に応じた土地利用をはかると、土地利用の計画策定及び諸規制に係る権限については町村長に委譲すること。

(5) 農林地の保全・管理対策の強化
耕作放棄農地や放置森林等の増加傾向に対処し、国土の保全管理を推進するため、中長期的視点に立つて以下の措置を講じること。

ア、耕作放棄農地、放置森林等の維持管理等を行う町村、公社、第三セクターへの経費助成の拡充。
イ、不在地主の農林地や耕作放棄地

について、町村や農協等が買取りまたは借り受けを行い、意欲ある担い手に引き継ぐまで維持管理する制度の創設。

ウ、農業公社、関係法人等の設立並びに耕作農地確保の場合の事務手続きの簡素化。

(6) 農業経営安定対策の充実

米・麦・野菜等の農畜産物価格安定制度については、市場原理を重視した価格政策への見直しが進められているが、大幅に価格が下落した場合に農業経営に大きな影響を及ぼさないよう所得確保対策および経営安定対策等の施策を拡充すること。

また、経営を単位とした新たな農業経営所得安定対策の早期樹立をはかるとともに、その構築にあたっては、地域の実態に即したものとすること。

(7) 農業関係団体の見直し

最近の地域農業構造の変化や食料、農業、農村に関する諸制度の見直しを踏まえ、農業委員会、農業共済組合など関係団体・組織のあり方を見直すこと。

五、農山村地域活性化対策の拡充と生活文化環境等の整備

(1) 農山村地域活性化対策の総合的推進

若者の定住をはかるとともに、農林業を基幹産業とした多様な産業の総合的振興等就業、所得機会の拡大をはかるとともに、都市と比べて立ち遅れている農山村の道路、集落排水施設、情報関連施設、福祉施設等生活文化環境の整備を促進すること。

活 動

(2) 中山間地域等の振興
中山間地域等の一層の振興をはかるため、「新山村振興等農林漁業特別対策事業」を推進すること。

また、中山間地域等直接支払制度の円滑な推進のため交付金単価を確保するとともに地域指定、集落協定の承認、対象行為の確認等に係わる町村の事務を簡素化し、町村に過重な負担がかからないようにすること。

(3) 農山村と都市との交流の推進
農山村地域の活性化や都市と農山村の共生をはかるグリーンツーリズムの一層の推進をはかること。

(4) 地方財政措置の拡充
地域の自主性・創意工夫を活かしつつ、地域の活性化をはかるため、「農山漁村関連施策」および「国土保全対策」を拡充すること。

なお、平成十四年度をもって終了予定の「ふるさと農道緊急整備事業」については、農村地域の定住環境改善のため、継続実施すること。

六、地域食品産業振興対策の充実と食品流通の構造改革の推進

(1) 地域食品産業振興対策の充実
ア、多様な消費者ニーズに対応し、地域食品加工産業の育成とふるさと食品の高付加価値化、販路の拡大等をはかること。

イ、農村地域に立地している農林水産関係加工産業は規模が小さく経営が不安定であるので、その体質強化、経営の安定等をはかるための施策を充実すること。

(2) 食品流通の効率化と安全性の確保

ア、輸送技術、貯蔵技術の改善等による、低コスト・省力化等食品流通の構造改善対策を積極的に推進すること。

イ、消費者の適正な商品選択、安全性への関心の高まり等に資するため、食品等の表示の一層の充実強化をはかること。

特に、不当表示が発生しないよう監視体制を強化するとともに、食品表示関係の法律がJAS法以外にも複数にまたがっていることから、表示制度を一元化し、消費者にわかりやすい制度に再構築すること。

七、農業技術の開発と普及等
生産性の向上や経営体質の強化等をはかるため、地域の特性に応じた農業に関する研究および普及並びに消費者ニーズに応じた新しい食品の加工および開発に関する研究を推進すること。特に、遺伝子組み替え技術を活用して生産した農畜産物については、環境への影響や安全性の確保に十分配慮すること。

一九、森林・林業対策の推進

わが国の森林・林業を取り巻く環境は、木材価格の低迷、林業従事者の減少等依然として厳しい情勢にあり、山村では過疎化・高齢化が進行している。町村は地域森林の維持管理において、大きな役割を担っているが、国土保全、水源かん養等年間七〇兆円を超える森林の多面的・公益的機能の発揮や地球温暖化防止のため京都議定書で定められた二酸化

サマージャンボ宝くじが1枚300円で発売!

※発売期間 平成14年7月22日(月)
～8月9日(金)

※抽せん日 平成14年8月20日(火)

1等・前後賞合わせて3億円!

2等も1億円! 億万長者が172人!

1等 2億円×43本/前後賞各 5,000万円

2等 1億円×129本

当たり実感のある少額賞金が大幅に増加!

4等 10万円×4,300本

5等 1万円×860,000本

6等 3,000円×4,300,000本

ラッキーレジャー賞 50万円×430本

サマージャンボ宝くじの収益金は、各都道府県市町村振興協会を通じて全国の市区町村の災害対策や明るく住みよい街づくりなどに使われます。



(この写真は平成14年度のポスターの図柄です)

財団法人 **全国市町村振興協会**

〒102-0083 東京都千代田区麹町 4-3-3
電話 03-3237-9741

活 動

炭素排出量削減の目標達成には、森林・林業基本法及びそれを具体化した森林・林業基本計画に基づき、森林の整備、木材の供給・有効利用、山村の活性化を促進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、森林・林業基本計画に即した施策の総合的推進

(1) 新たな森林・林業基本法に基づき策定された「森林・林業基本計画」に即し、重視すべき機能に応じた森林整備の目標や木材の供給・利用の目標の達成に向けて森林・林業施策の総合的・計画的な推進をはかること。

(2) 国民生活において欠くことのできない森林の多面的・公益的機能を持続的に発揮させるため、森林整備に対する新たな財源の確保等、国民的支援の仕組みを構築すること。

二、林産物の特性に配慮した貿易ルールの確立

林産物に関するWTO交渉においては、地球環境の維持、森林資源の持続的利用の観点にたつて、輸出国、輸入国双方の林業・木材産業の健全な発展に資する貿易制度の確立・違法伐採を抑制するルールづくりに努めるとともに、関税の引き下げ等により国内林業の採算性がこれ以上低下することのないよう配慮すること。

また、急激な輸入量の増加により、国内林業が深刻な打撃を受ける事態が生じた場合は、一般セーフ

ガード(緊急輸入制限措置)の発動を迅速に行うこと。

三、地域における適切な森林管理対策の拡充と森林基盤整備の推進

(1) 「市町村森林整備計画」を円滑に推進するため、要員の確保を含め町村への財政措置を拡充すること。

また、地域の実態に即した土地利用の調整をはかるため、保安林の指定、解除に係る町村長の権限を強化すること。

(2) 担い手対策、公有林化、上下流連携による森林整備、地域材の利用等を一層促進するため、「森林・山村対策」、「国土保全対策」を強化すること。

なお、平成十四年度をもって終了予定の「ふるさと林道緊急整備事業」については、山村地域の定住環境改善のため、継続実施すること。

(3) 町村における森林・林業行政の充実をはかるため、地方交付税において測定単位を森林面積とする「森林・林業行政費」を新設すること。

また、投資的経費の補正要素に「林道延長」を加味すること。

(4) 「緊急間伐五力年対策」を着実に実施し、森林の機能充実をはかるとともに、間伐材の利用を促進すること。

(5) 野生鳥獣と人間との共生を基本とした鳥獣被害防除対策を確立するとともに、松くい虫等の森林病害虫防除制度を強化すること。

また、被害未発生地域に対する予防対策を講じること。

(6) 森林法に基づき区分された「水

土保全」、「森林と人との共生」、「資源の循環利用」という重視すべき機能に即して森林整備を効果的に促進するため、造林・林道・治山事業の拡充強化を図ること。

また、大規模林業圏開発林道事業を推進すること。

(7) 林道等の新設・改良を行う場合の財政措置を拡充するとともに、用地費については一般道路に準じた扱いとすること。

なお、森林管理道を補完する作業路の開設事業については多額の経費を必要とするので、森林管理道に準ずる助成措置を講じるとともに、災害復旧に係る補助制度を新設すること。

(8) 国民参加の森林や緑をまもる運動を推進するため、緑化推進事業、ボランティア活動を支援すること。

(9) 相続による森林保有の細分化、世代交代による境界の不明確化、採算性の低下等により放置森林の拡大が懸念されるため、森林管理を安定的・効率的に施業・経営を行える者への集約化および町村、第三セクター、森林組合等による公的な関与・管理を推進すること。

また、公益性の高い森林の公有林化にあたっては、所得税の減免措置を講じること。

(10) 林地への廃棄物の不法投棄等を防止するための対策を講じること。

五、担い手の育成と経営改善

(1) 林業労働力の確保・育成、および森林組合作業班の体質強化をはかるため、「林業労働力の確保の促進

に関する法律」の適切な運用に努めるとともに、通年雇用制度の確立、他産業従事者並みの所得の確保、社会保障制度の整備、研修制度等の充実をはかること。

また、緊急地域雇用創出特別交付金を活用した森林環境保全等の雇用創出事業「いわゆる、緑の雇用対策」については、安定的な雇用を確保するため、現在六ヶ月未満に限定されている雇用期間の大幅な延長をはかるなど実施要件を緩和するとともに、恒久的な事業制度化をはかること。

(2) 地域林業の中心的担い手である森林組合を強化するため、広域合併、組織・経営基盤強化の条件を整備すること。

また、生産森林組合が分収林契約に基づく分収金を組合員に分配した場合、法人税の所得の計算上、従事割配当と同様損算入を認めること。

(3) 競争力のある木材産地を形成するため、担い手への森林施業や経営の集約化、木材の加工流通体制の整備を推進する林業・木材産業構造改革事業を推進すること。

(4) しいたけ等特用林産物の国際競争力を高めるため、高品質しいたけの生産や生産・流通コストの削減に向けた支援対策を推進すること。

(5) 農林漁業金融公庫資金、林業改善資金、木材産業等高度化推進資金の貸付枠の確保、貸付条件の改善を行うこと。

五、木材の安定供給と需要の拡大

活 動

(1) 木材の拠点的加工・流通施設等を整備し、流域一体となった原木の安定的供給体制の推進、木材産業の体質強化をはかること。

また、国産材素材価格の安定をはかるための対策を講じること。

(2) 公共建物、公共土木事業、住宅建設における国産材の利用促進をはかるとともに、林地残材等の木質バイオマスエネルギーとしての活用をはかるため、ガス化等の技術開発及び施設整備に対する支援を強化すること。

また、国産材を利用した場合の税制・金融上の優遇措置の拡充、木材利用に関する情報提供・PR活動等により木造住宅の需要拡大を推進すること。

(3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律の施行に伴い、より良質で安定した木材製品の供給が求められているため、木材の乾燥の促進等に対する支援を一層強化すること。

また、集材材等の高次加工技術の研究開発について、国産材利用を促進する観点から早急に取り組みすること。

六、中山間地域対策の推進

(1) 森林の有する多面的機能の発揮をはかる観点から、森林施業の実施に不可欠な地域活動を支援する森林整備地域活動支援交付金制度の円滑な推進をはかること。

なお、協定の締結、実施状況の確認等に係わる町村の事務を簡素化し、町村に過重な負担がかからないようにすること。

(2) 山村と都市との交流活動・施設等の充実により、双方の住民にとって、森林・山村が活力と魅力ある地域となる施策を推進すること。

七、国有林野所在町村に対する森林管理対策の充実

国有林野事業の改革に伴う組織・要員の合理化等により、森林の維持管理が低下することのないよう適切な森林整備を行うこと。

また、国有林、民有林一体の管理体制を強化するため、流域管理システムに対する支援措置を拡充すること。

二〇、水産業対策の充実

わが国の水産業および漁村をめぐる環境は、周辺水域における水産資源の低迷や漁業生産の担い手の減少・高齢化、さらには輸入の増大による水産物価格の低迷等極めて厳しい状況にある。このような状況に的確に対処し、水産業の一層の振興と活力ある漁村の形成をはかるためには、新たに策定された水産基本計画に基づく具体的施策の早期実施等水産業対策をさらに充実させる必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、水産基本計画に基づく具体的施策の早期実施

水産基本法に基づき策定された水産基本計画に従い、具体的施策を早期かつ強力に実施すること。

二、適切な資源管理に資する貿易ルールの確立

水産物に関するWTO交渉においては、各国がそれぞれ自国の水産資源を適切に管理することを促進する貿易ルールの確立を目指すとともに、わが国の水産業の安定と発展に支障が生じることのないよう、関税の引き下げ、非関税措置の撤廃が行われることのないよう努めること。

また、輸入の増大によってわが国の漁業者等の経営に著しい影響が生じた場合は、速やかに一般セーフガード（緊急輸入制限措置）を発動すること。

三、漁業経営対策の強化と漁業就業者の確保・育成

(1) 漁業経営の安定と効率化等に資するため、漁業活動に関する諸規制については、資源管理や漁業調整との調和をはかりつつ、緩和措置を速やかに講じること。

(2) 意欲ある漁業者の経営基盤の強化を支援するとともに、水産物の安定供給をはかるため、沿岸地域における水産施設の総合的な整備を引き続き推進すること。

(3) 漁協の経営基盤を充実・強化するため、平成十五年七月十五日に期限が到来する漁業協同組合合併促進法を延長すること。

(4) 漁業災害補償制度が、漁業経営の一層の安定に資するよう、制度の充実・強化と加入の促進等に努めること。

四、資源管理対策の強化と操業秩序の確立

(1) わが国周辺水域の資源回復と持続的利用をはかるため、資源回復計

画の作成を促進し、漁獲努力量の適正化等、計画的な資源回復措置を速やかに講じること。

また、あわび、うに等の沿岸定着性水産動物資源に対する密漁について、罰則の強化やすべての漁船に船位報告機器の搭載を義務づけるなど、効果的な防止対策措置を講じること。

(2) 遊漁における資源利用の適正化および遊漁船業に対する指導の強化に努めること。

(3) 日韓および日中の漁業協定の発効以来、特に韓国漁船による違法・無謀操業が目立っているが、わが国の水産資源および漁業者に悪影響を及ぼすことのないよう暫定水域全域における資源管理体制を早期に確立するとともに、取締体制を強化して協定水域全域における操業秩序の確立をはかること。

五、つくり育てる漁業の推進と内水面漁業の振興

(1) 栽培漁業の継続的かつ積極的な事業展開を推進するとともに、栽培技術の開発、指導および関連施設の整備等に努めること。

また、養殖漁場環境の維持・改善を推進する等、養殖業にかかる施策の充実・強化に努めること。

(2) 内水面漁業・養殖業の一層の振興と内水面地域の活性化をはかること。

また、外来魚に関する施策を講じるとともに、地域の実態に即した魚類の適正な増殖事業を推進すること。

活 動

六、水産物の流通・加工・消費・価格対策の強化

(1) 水産物流通の効率化と水産加工業の経営体質の強化をはかるとともに、平成一四年度末で期限切れとなる「水産加工業施設改良資金融通臨時措置法」を延長すること。

(2) 水産物の食品としての安全性を確保するとともに、消費者の適切な消費行動に資するため、生産履歴や原産地表示など適正な情報提供に関する対策を強化すること。

また、引き続き魚食の普及に努めること。

(3) 水産物の需給と価格の安定化をはかるため、引き続き漁獲物の調整保管事業を実施すること。

七、活力ある漁村づくりと水産基盤整備の計画的推進

(1) 漁村の活性化をはかるため、漁村の生活環境、交流、情報通信等の基盤施設の整備を一層推進すること。

(2) 新たに策定された漁港漁場整備長期計画に基づき、引き続き漁港と沿岸漁場の整備を一体的・計画的に推進すること。

(3) 海岸災害の防止・軽減に努めるとともに、自然環境の保全や都市との交流など地域のニーズに対応した海岸事業の推進をはかること。

八、漁場・沿岸環境保全対策の推進

(1) 漁場環境および生態系の保全をはかるため、引き続き漁民の森づくり活動を支援するとともに、磯焼け現象の解消など藻場・干潟の再生・造成、水質の改善等に努めること。

(2) 漁業系廃棄物の処理・再利用システムおよび赤潮・貝毒による漁業被害防止等に関する技術開発等、水産関係の環境問題全般についての対策を早急に確立すること。

(3) 海浜および漁場の美化を総合的に推進する施策の充実をはかること。

特に、町村の海浜清掃等環境美化運動に対し積極的に支援するとともに、外国等からの漂着物の処理に対する助成措置を講ずること。

(4) 平成十二年漁期に発生した有明海におけるノリ養殖の大規模な不作については、その原因究明のための調査を引き続き実施するとともに、有明海再生のための漁場環境改善等の抜本的対策を立法措置を含めて速やかに講ずること。

九、海外漁場の確保等

(1) わが国周辺水域からのみでは不足する漁業生産を補充するため、国際的な資源管理に貢献する調査を実施する等して、海外における遠洋漁業の漁場の確保に努めること。

(2) 鯨類による魚類の捕食量が漁業生産に与える影響が看過できない状況にあるので、その影響の減少と鯨類資源の合理的利用をはかるため、捕鯨業の早期再開に向けて努力すること。

一〇、試験研究と技術開発の推進

水産各分野の持続的発展をはかる上で不可欠な試験研究・技術開発については、課題の重点化と一層の効率的な推進をはかること。

一一、漁村地域に対する財政措置の

拡充

沿岸、離島、半島等に立地している漁村は、地理的、社会的、経済的条件に恵まれない条件不利地域であり、総じて財政基盤が脆弱な町村が多い。このような町村が漁業の振興、漁村の活性化を自主的、主体的に推進するためには、財政基盤を強化する必要がある。農山漁村対策に係る地方財政措置を拡充すること。

二一、地域商工業振興対策の推進

農山漁村地域における農林水産業と商工業の均衡ある発展および雇用の確保に資するため、地域産業の育成ならびに企業誘致の推進をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、工業等の導入促進と地域産業の育成

(1) 多様な就業機会の確保を積極的に推進するため、産業再配置に対する各種施策の充実をはかるとともに、むらおこし事業等の拡充により地域のもつ資源や技術を活用した新たな産業の創出や起業家支援をはかること。

(2) 農村地域工業等導入促進法に基づく第八次農村地域工業等導入基本方針の策定に当たっては、農村地域の実情を十分考慮し、実効性のあるものとする。また、我が国の産業構造の変化の見通しを踏まえ、対象事業の拡大をはかること。

(3) 地域の伝統的工芸品産業における技術の継承、意匠の開発をはかるとともに、製作や販売の場の提供などに対し、積極的な支援を行うこと。

二、地元商工業対策の強化

(1) 地元中小小売店の振興をはかるとともに、空洞化が深刻化している町村の中心市街地を活性化させるため、商業基盤設備や商業施設の整備等の対策を拡充すること。

また、地元商工業の振興をはかるため、IT(情報通信技術)の確かな活用を通じて経営革新に取り組み中小企業に対する支援を拡充するとともに、創業支援、新商品開発等の施策を強化すること。

(2) 中小企業の資金需要に円滑に対応できるよう政府系中小企業金融機関については、貸付規模の確保と貸付条件の改善をはかること。

また、資金繰りが悪化している中小企業の資金調達の円滑化をはかるため、中小企業の信用補完制度を拡充強化すること。

二二、生活環境の整備促進

国民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、生活環境の整備対策を強力に実施する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、水道施設の整備促進

(1) 上水道施設、簡易水道施設の整備にかかる財政措置を充実すること。

活 動

(2) 高料金水道に対する財政措置を充実すること。

二、排水処理施設の整備促進

(1) 新たな下水道整備計画を策定する場合には、町村の実情を充分配慮したものとすること。また、著しく整備が立ち遅れている町村の下水道整備を重点的に推進するとともに、下水道整備にかかる財政措置を充実すること。

(普及率 全国ベース 六二%、五万人未満の市町村 二七%)

(2) 農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を充実すること。

(3) 合併処理浄化槽設置整備事業及び特定地域生活排水処理事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置の充実をはかること。

(4) 各種排水処理事業において、処理施設への相互接続の弾力化、水質検査項目等の統一をはかる等、排水処理事業の効率的、一体的な整備を行えるよう配慮すること。

三、新たな都市公園整備等計画を策定する場合には、町村の実情を充分配慮したものとすること。また、著しく整備が立ち遅れている町村の都市公園整備事業を重点的に推進すること。

四、第八期住宅建設五カ年計画の着実な実施をはかるとともに、公営住宅の整備を重点的に推進すること。

五、火葬場・斎場等の施設整備にかかる財政措置を充実すること。

二二、道路の整備促進

国土の七割強を占める町村を広く国民のふるさととして活性化し、地域住民の生活を豊かな潤いのあるものとするため、社会経済活動を支える道路網の整備は重要かつ緊急の課題となっている。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、道路網の整備促進

(1) 新たな道路整備計画を策定する場合には、遅れている町村道の整備を重点的に推進できるよう配慮すること。

また、道路特定財源については、所要額を堅持すること。

(道路実延長のうち、八四. 三% を占める市町村道の改良率は五一. 三%、舗装率は一六. 八%)

(2) 国道・都道府県道および市町村道の均衡ある道路網の整備を推進するとともに、特定地域の開発のための道路整備を推進すること。

(3) 高規格幹線道路網の整備およびこれに関連する幹線道路の整備を促進すること。

また、高速自動車国道の着実な整備を推進するため、全国料金プール制を堅持するとともに、三%路線の拡大など資金コストの低減等による公的助成の強化をはかること。

二、落石、崩土等の発生を未然に防止するため法面保護、落石防止事業等を積極的に推進するとともに、財政措置を充実すること。

三、新たな特定交通安全施設等整備

全国町村等職員みなさんの
家族総合保障
任意共済保険



三井生命



事業計画を策定する場合には、歩道・自転車道等の整備がはかられるよう充分配慮すること。

二四、河川等の整備促進

真に豊かな生活を実現するため、治水事業を積極的に推進することが緊急の課題である。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、第九次治水事業七箇年計画の着実な実施をはかるとともに、著しく整備が立ち遅れている準用河川改修等の治水事業を重点的に推進すること。

また、事業の実施に当たっては、生態系の維持に充分配慮すること。

二、新たな海岸事業計画を策定する場合には、必要な事業を確保すること。

二五、土地対策の確立

土地政策については、有効利用に向けた流れを中長期的に定着することとされているが、豊かで安心できる地域づくりを目指す観点から、土地基本法の基本理念を踏まえつつ総合的な土地政策を機動的に実施する必要がある。

また、地方公共団体の公共用地的取得が困難な状況には、特に配慮すべきである。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、土地に関する施策を総合的かつ機動的に実施するため、関係省庁間および国・地方を通ずる施策の総合調整をはかること。

また、町村における総合的な土地利用計画の整備がはかれるよう、権限を拡充すること。

二、特定土地区画整理事業および特定住宅地造成事業にかかる公有地提供者（代替地提供者を含む）に対する譲渡所得税の特別控除額を引き上げること。

三、公共事業について、土地収用制度上の事業認定をうけることなく租税特別措置法の特別控除が認められる対象事業の範囲を拡大すること。

四、公共用地の取得の円滑化をはかるため、老齢福祉年金受給者が、公共用地として土地を譲渡した場合の所得（限度額一、〇〇〇万円）は、老齢福祉年金支給停止にかかる所得とみなさないこととされているが、この所得制限額を引き上げること。

五、土地開発公社が地方公共団体に代わって、公共用地としての利用を目的として農地を取得する場合には、農地法第四条の転用の制限および同五条の権利移動の制限について、地方公共団体の場合と同様の取り扱いとし、円滑に取得できるように制度を改正すること。

六、第五次国土調査事業十箇年計画の計画的かつ着実な推進をはかるため、所要事業量の確保と財政措置を充実するとともに、再調査についても財政措置を講じること。

二六、災害対策の推進

近年の三宅島、有珠山の火山活動などの頻発する災害に対し、被災町村は、一日も早い災害復旧と、住民生活の安全確保のため、復旧作業に努めているところであるが、ついては、国においても災害対策の一層の充実をはかる観点からも、次の事項を実現されたい。

一、大震災等災害対策の確立

(1) 阪神・淡路大震災等の貴重な経験や教訓を踏まえ、災害に対し、迅速かつ的確に対応できるように、国、都道府県、市町村等にわたる総合調整体制の強化を行い、財政措置の充実を含め、災害予防対策、災害心急対策、災害復旧対策を確立するとともに、地震災害に関する資料の収集、保存、展示、防災に関する総合的、実践的な能力を有する人材の育成等の事業の推進をはかること。

(2) 電気、水道、ガス等のライフラインの安全性の強化をはかること。

(3) 基幹となる交通、通信施設の災害に対する安全性を充分なものとする。

また、公共施設等の耐震性、不燃化対策を強化すること。

(4) 公園・緑地および緊急輸送道路、特に農道、林道等を整備すること。

(5) 貯水槽の整備および井戸の活用による緊急時の生活用水の確保、食料の備蓄および炊き出しのための資材整備について万全の備えを行うこと。

(6) 災害等に対応する自主防災組織

の育成・強化とその活動が円滑に推進できるよう、財政措置の充実および補償制度の確立をはかること。

また、災害ボランティアの育成と活動環境を整備すること。

(7) 近年の災害をめぐる状況の変化や、省庁再編に伴う防災体制の再編成を踏まえて、防災基本計画の必要な見直しを行うこと。

また、防災対策の総合的な充実強化をはかるため、町村が地域防災計画の見直しを行うにあたっては、必要な財政措置を講じること。

(8) 地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業計画により実施される地震防災緊急事業の円滑な実施のため、所要の財政措置の充実強化をはかること。

また、いわゆる地震財特法に基づく地震対策緊急整備事業の推進をはかること。

二、地震、津波、噴火、豪雨等、各種災害に対するハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策を確立、推進すること。

三、地震予知については、実際に地震が起こった際の被害を軽減するために重要であるので、さらに精度を高めるための調査研究を推進すること。

四、非常時における情報通信システムの整備、確立、強化を推進すること。

五、新たな急傾斜地崩壊対策事業計画を策定する場合には、所要の事業量を確保するとともに、現行採択基準を緩和し、町村の急傾斜地崩壊危

活 動

除箇所をすみやかに解消すること。

また、雪崩災害対策事業の早期実施をはかることにも、砂防、地すべり等土砂災害対策を推進すること。

六、新たな海岸事業計画を策定する場合には、所要の事業量を確保すること。
また、治山治水事業を積極的に推進するとともに、特に火山地域の防災対策に万全を期するため、土石流対策として火山砂防事業および防災対策総合治山事業等を充実、推進すること。

七、災害救助その他応急対策等の充実

(1) 災害救助法の救助基準の改善と迅速な適用および災害救助用のヘリコプター・ヘリポートの整備等、応急対策の充実をはかること。

(2) 地震、風水害等により甚大な被害を蒙った地域の早期復旧を図るため、激甚災害の早期指定に努めるとともに、激甚災害対策特別緊急事業を積極的に推進すること。

また、被災者生活再建支援法、および天災融資法の適用基準を緩和すること。

(3) 海難・水難および山岳遭難等の救助活動にともなう町村の費用負担に対する財政措置を充実すること。

(4) 災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けの限度額等の引上げをはかること。

八、改良復旧方式を積極的に採用するとともに、復旧事業の対象の拡大をはかるなど、再度災害、連年災害に対する総合的対策を確立すること。

と。

特に、災害関連緊急事業については、その弾力的運用により再度災害防止対策の拡充をはかること。

九、町村が自主的に実施できる防災まちづくり事業にかかる地方債および地方交付税措置の充実をはかること。

また、自然災害防止事業債を拡充すること。

二七、町村消防の充実強化

社会経済情勢の変化等により複雑多様化、大規模化する火災、地震、風水害等災害に対応し、地域住民の安全を確保するため、消防力の充実、大規模災害対策の推進等をはかるとともに、救急に対する国民のニーズの高まりに対応する救急業務の一層の充実をはかる必要がある。よって、国は次の事項を実現されたい。

一、消防施設・設備の整備

(1) 消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車等消防設備の整備にかかる財政措置を充実すること。

(2) 過疎、へき地、山村、豪雪、離島および半島等の地域について消防施設を充実すること。

二、大規模災害対策等の推進

(1) 小規模な消防体制では対応できない事態に備え、広域化や応援体制の整備等について、早急に推進すること。

(2) 広域的かつ機動的な消防防災活動の実施体制を整備するためヘリコプターの計画的配置を推進すること。

と。

(3) 防災行政無線網の整備を推進すること。

(4) 林野火災に対する総合的対策の推進をはかること。

(5) 自然水利用活用遠距離送水システム等、消防水利多様化推進事業にかかる財政措置を充実すること。

三、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備にかかる財政措置を充実するとともに、救急隊員に対する教育訓練を充実すること。

四、消防団の活性化

(1) 施設整備および教育訓練等の充実をはかること。

(2) 団員の確保をはかるため、国においても啓発およびPRを積極的に行うこと。

二八、戸籍制度等の抜本的な見直し

戸籍事務については近年住民の流動が激しく、町村に本籍と現住所双方を有する者又はいずれか一方が町村外にある者に分かれており、事務が煩雑になっている。よって、国は次の事項を実現されたい。

一、本籍と現住所を一本化した戸籍制度にするなど、現行の戸籍制度の抜本的見直しを行うこと。

二、戸籍事務の電算化にあたっては、導入費用およびソフトの更新に要する費用等を含めた運営経費に対し、十分な財政措置を講じること。

三、住民基本台帳ネットワークシステムの整備にあたっては、個人情報

の保護に十分配慮の上、市町村の事務負担の軽減、情報化の推進に資するものとなるよう留意するとともに、導入費用および運営経費に対する必要な財政措置を講じること。

また、市町村合併後に重複投資等の無駄が生じないように、国が整合性のある方針を早急に示すこと。

二九、非常勤職員等の雇用の新たな対応

高齢社会の到来等により多様化している行政サービスを提供するため、ホームヘルパー等の非常勤職員および臨時職員の活用が不可欠になっている。よって、国は時代に適合した新たな非常勤職員・臨時職員等の雇用および処遇のあり方について制度を確立すること。

三〇、公職選挙制度の改善

一、区・市・町村の別により設定されている国会議員の選挙等の執行経費の基準額の算定については、実情を考慮し引続き所要の改善をはかること。

二、開票事務の迅速化・効率化と選挙人の便宜向上の観点から、国政選挙においても電子投票システムを導入するとともに、地方選挙に導入する場合においても十分な支援措置を講じること。

三、高齢や疾病等により選挙権を有しながら投票することが困難な有権者の投票機会を保障するため、選挙の公平確保に配慮しつつ投票制度の

改善をはかること。

三二、地域交通対策の推進

交通事業に関する規制緩和に伴い、地域における交通機関の確保が重要な課題となってきた中、町村は、乗合バス路線、離島航路、離島空路等の住民の日常生活の足として、真に必要な不可欠な生活交通の確保、および住民生活、地域振興に必要な地域鉄道の整備をはかるための取組を行っていく必要がある。

よって、国は次の事項を実現することで、生活交通の確保方策の確立をはかられたい。

一、生活交通バス路線の維持対策
(1) 生活交通の確保方策として、国が広域的、幹線的なバス路線について、地方公共団体に対して補助を実施する場合、赤字路線を多く抱える町村部の実情にかんがみ、補助対象範囲の拡充をはかること。

また、町村が行う生活交通確保のための措置の財源についても十分な措置を講じること。

(2) 地域協議会における協議結果については、その取扱いについて、生活交通の確保方策の確立のためにも最大限尊重されるようにすること。
二、離島航路は、島外等とを結ぶ基幹の交通機関であり、極めて重要であるので、財政措置を強化すること。

また、離島航空路線は、離島振興のため不可欠の交通機関となっているので、「離島空路整備法」(仮称)の制定などにより、離島航空路線の

維持・安定をはかること。

三、第三セクター鉄道等の健全な運営を確保するため、鉄道軌道整備費等補助にかかる助成措置を拡充すること。

四、駅とその周辺、公共交通機関のバリアフリー関係事業については、町村の意向を十分反映するとともに、事業の推進にあたっては、財源対策等、必要な支援措置を講じること。

三三、エネルギー対策の推進

最近のエネルギー需要の増大、わが国の脆弱なエネルギー供給構造、さらには地球温暖化をはじめとする地球環境問題を踏まえ、中長期的観点から新エネルギー・省エネルギーの推進、石油代替エネルギーの開発・導入に係る対策など総合的なエネルギー対策を推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、新エネルギーの開発・導入の推進
エネルギーセキュリティの確保、地球温暖化防止対策等環境問題への積極的な対応をはかるため、バイオマスエネルギー、燃料電池、太陽光発電等の新エネルギー技術の実用化に向けた開発を推進するとともに、地域における風力発電、廃棄物発電、木質バイオマス発電および波力発電等新エネルギーの導入に向けた先進的な取組等を行う地方公共団体に対する財政支援を拡充すること。

二、原子力利用の安全対策の強化
原子力関連施設所在町村の住民の安全を確保するため、原子力関連施設に対する指導監督責任を明確にし、安全規制の抜本的強化、保安管理態勢の確立、事故発生時の迅速な情報提供、防災資機材の整備等について一層推進すること。
なお、原子力発電については、地元住民の理解を得て、推進すること。

と。

三、省エネルギー対策の強化
長期エネルギー需給見通しの実現と環境と調和したエネルギー需給構造の構築に向けて、省エネルギー技術の開発促進のための産・官・学の一層の連携、省エネルギー設備投資に対する金融、税制面の支援措置の強化をはかるとともに、先進的省エネ設備を導入する地方公共団体に対する財政支援を強化すること。
四、石油の安定供給対策の推進
石油の安定供給の確保を基本として、エネルギーセキュリティ確保のため、石油備蓄対策および石油開発対策の拡充・整備等を推進すること。
また、石油公団廃止により、石油備蓄施設が国有化される場合には、これら施設等を国有資産等所在市町村交付金制度の対象とすること。
五、水力発電施設周辺地域交付金の充実
クリーンで安全なエネルギーである水力発電の開発促進をはかる観点から、発電施設の立地による影響緩和と関連公共施設の整備等に大きな

効果を発揮している水力発電施設周辺地域交付金を拡充するとともに、中小水力発電開発費補助金にかかる補助率を大幅に引き上げること。

三三、過疎・へき地対策の推進

過疎地域は、今なお引き続く若年層の流出、少子・高齢化に伴う地域活力の低下、生産機能および生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にあるなど多くの課題に直面しているところである。

よって、国は、過疎地域の住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正をはかるため、過疎地域自立促進特別措置法等に基づき総合的かつ計画的な対策を実施するなどにより、過疎地域の自立促進を推進すること。

また、へき地に対する各種施策を拡充すること。

三四、山村等地域振興対策の整備

国土保全、環境保全等で重要かつ多様な役割をはたしている山村地域は、若者を中心とした人口の流出による過疎化、高齢化、活力の低下など深刻な事態に直面している。また、依然として道路交通網、文化、教育、医療、生活環境等の整備が立ち遅れ、所得水準も低い状況にある。今後、国土の均衡ある発展をはかり、多自然居住地域を築いていくため、山村地域の振興とその活性化を総合的に推進する必要がある。よって、国は次の事項を実現され

活 動

たい
一、産業振興、就業機会の創出と担
い手の確保

(1) 広域的な幹線道路交通網の整備
等により就業機会を確保すること。

また、地域資源を活用した地場産
業の育成、木質バイオマス等の未利
用資源の活用、企業等の誘致、複数
地住居、都市と山村の交流の推進等
により、山村における産業の総合的
振興をはかること。

(2) 若者に魅力ある職場を確保する
ため、第三セクターへの支援措置の
拡充、農協と森林組合の業務提携等
を推進するための体制を整備するこ
と。

(3) 山村における農林業の後継者対
策を強力に推進するとともに、奥山
間、中山間地域において一定の地域
指定を行い、山林保全、環境保全、
水源確保等の働く場を確保し、中高
年齢者の雇用を促進すること。

二、生活環境基盤の整備

町村道、農林道、作業道等の生活
産業道路網の体系的な整備、交通機
能の維持確保に努めるとともに、上
下水道、汚水・廃棄物処理施設、地
域医療、福祉施設等の生活環境を整
備し、教育施設の整備充実をはかる
こと。

特に、情報通信技術(ＩＴ)の進
展に対応し、山村地域における光
ファイバー網の整備等の情報通信基
盤の整備を促進すること。

三、山村地域の実態に即した財源確
保対策

山村地域に対する公共投資の重点

配分および「森林・山村対策」、「国
土保全対策」の充実等地方財政措置
を強化すること。

なお、平成十四年度をもって終了
予定の「ふるさと林道緊急整備事業」
については、山村地域の定住環境改
善のため、継続実施すること。

三五、豪雪地帯の振興

わが国の豪雪地帯は、冬の降雪
による道路交通の遮断等により生活
環境が著しく阻害されるほか、産業
の立地も遅れているので、これらの
障害をとり除き地域の振興をはかる
必要がある。

よって、国は次の事項を実現され
たい。

一、豪雪地帯対策基本計画に基づ
き、引き続き施策の計画的・効率的
な推進をはかること。

また、道府県計画の策定を促進す
ること。

二、寒冷補正の充実など、豪雪地帯
町村に対する財政措置を充実するこ
と。

三、新たな積雪寒冷特別地域道路交
通確保計画を策定する場合には、豪
雪地帯の道路整備を強力に推進する
こと。

四、雪寒道路の指定の拡大をはか
り、除雪、防雪および凍害防止対
策を推進するとともに、財政措置を
強化すること。

また、国・県・市町村道を通する
総合的な消除雪制度を確立するこ
と。

五、医療、教育、その他行政サービ

温泉よりもっと
『温泉』!

準天然

ト

ロ

ン

温

泉



リラクゼーションを提供する浴場は
快適施設の心臓部です

★自慢のふるさとをつくりませんか?! トロン温泉

地域が誇れる自慢の施設に自治体も、住民も満足しています

★“活” トロン温泉で若返るふるさと

高齢化社会の救世主として評価が高まる究極施設です

★トロン温泉がつくる元気な街!

数100の自治体がトロン温泉を設置し、実績を上げています

★“夢舞台” 歓声が聞こえるトロン温泉

老若男女が集う新コミュニティ施設として、自治体の新名所に

◆ランニングコストが
天然温泉の1/10で済む
トロン温泉は、行財政
改革の救世主です。

◆数100の自治体が、天
然温泉からトロン温泉
に切り替えて成功して
います。

企画立案から設計施工、施設運営まで協力します/富士山麓入浴施設の体験入浴セミナー申し込み・資料請求を受け付け中

(株)日本トロン開発協会

〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-14-12 TEL: 03-3221-1601(代) FAX: 03-3221-1361

入の向上と定住促進に資するため、電気通信格差是正事業を拡充するなど、高度な地域情報通信基盤整備等のための財政措置を強化すること。

六、雪寒地帯における地方バスは各種整備が必要となるため、特別な財政措置を講じること。

七、除雪機械等の格納庫の整備費については、町村における整備を促進するため財政措置を充実すること。

八、豪雪に際して地方公共団体が行う公共の施設の除雪にかかる財政措置を改善すること。

九、豪雪地帯において、個性ある活性化を推進するための各種事業について、着実に推進すること。

一〇、豪雪地帯における公立学校施設の整備を促進するため、財政措置を充実すること。

一一、雪に強い公営住宅等の整備を計画的に推進するための財政措置を充実すること。

一二、一般生活道路などの消雪に供する消流雪用水源の確保（河川表流水の利用など）をはかるための諸施策を推進すること。

一三、雪崩から人命等を守るため、雪崩防止施設の整備等、諸施策を推進すること。

一四、豪雪期における消防機能の低下を防ぐため、実態に即した消防防災施設等を整備するための財政措置を充実すること。

三六、半島地域の振興

半島地域は、豊かな自然に恵まれているが、三方を海に囲まれて幹線

交通体系から遠く離れ、一般的に平地も少なく、また、水資源も乏しいことなど国土資源の利用面における制約から、産業振興および生活環境の整備等が立ち遅れている実情にあるので、国土の均衡ある発展を実現するため、各種施策を推進し半島地域の振興を進める必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、全国二三半島地域の「半島振興計画」が、それぞれ着実かつ効果的に推進できるよう、半島地域町村の社会資本整備等に対する財政支援措置を充実、強化すること。

二、新たな道路整備計画を策定する場合には、必要な事業量を確保するとともに、半島振興に不可欠な半島循環道路、高規格幹線道路等の整備をはかること。

また、幹線交通体系からの遠隔性を解消するため、道路、鉄道、空港、港湾等、交通基盤の整備を拡充すること。

三、医療、教育、その他行政サービスの向上と定住促進に資するため、電気通信格差是正事業を拡充するなど、高度な地域情報通信基盤整備等のための財政措置を強化すること。

四、半島地域の地場産業である農林水産業の振興をはかるため、関係事業費を拡充すること。

五、半島地域の自然条件等を活かした産業の振興をはかる観点から、観光・レクリエーション施設等の整備を促進することとし、事業費を拡充すること。

六、半島地域における生活用水および産業振興等に必要な水資源の確保をはかるための施策を講じること。

七、遅れが顕著な半島地域の下水道および廃棄物処理施設等、生活関連施設の整備を推進すること。

八、高齢社会に対応した福祉、保健、医療対策を総合的に推進するため、諸施設の整備等を促進すること。

九、特色ある半島地域の伝統文化と伝統産業の継承・発展をはかるため、人材の育成・確保の取組を支援すること。

一〇、半島地域における高潮、津波等による被害を防止し、あわせて快適な海岸利用をはかるための海岸保全施設・環境整備等にかかる所要予算を確保すること。

一一、半島地域の一体的振興をはかるため、連携・交流を基調とする諸施策を推進すること。

一二、半島振興対策実施地域の追加にかかる指定基準を弾力的に運用すること。

一三、半島振興法にかかる税財政、金融上の特例措置を充実すること。

三七、離島地域の振興

離島は、環海性、隔絶性、狭小性など厳しい制約により、生産、生活基盤が立ち遅れているので、国土の均衡ある発展のためにも、速やかに解消し、離島町村の活性化と住民の生活安定をはかっていく必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、平成十四年度末に期限切れとなる離島振興法については、離島が国土の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を果たしてきている。今後、離島自らが新しい国家的役割を果たすためにも、同法の改正・延長をはかること。

二、離島振興事業費ならびに過疎債、辺地債の所要額を確保するとともに、地方交付税への算入の強化等、離島町村に対する財政措置を充実すること。

また、離島相互間の格差是正をはかるため、小型離島の振興対策を総合的に推進すること。

三、離島道路の整備を促進するための助成措置の充実強化をはかるとともに離島間等の架橋事業を促進すること。

四、離島航路の充実確保

(1) 離島航路を充実、維持するとともに財政措置を強化すること。

(2) 離島航路の大型化、高速化、便数増加のための離島航路近代化建造にかかる財政措置を改善すること。

また、運輸施設整備事業団の融資条件を緩和すること。

五、離島港湾の果たす重要な役割にかんがみ、港湾機能の拡充強化のための施設および外海離島における補完港の整備等を推進すること。

六、離島航空路線は、離島振興のため不可欠の交通機関となっているので、「離島空路整備法」（仮称）の制定などにより、離島航空路線の維持、安定をはかること。

活 動

七、離島の農林漁業振興対策を強力に推進すること。

八、離島における漁港施設の整備を推進するとともに、漁港漁村の環境整備等を促進すること。

九、離島における水不足の解消対策を推進するとともに、ゴミ処理施設等生活環境施設に対する財政措置を充実すること。特に、再資源化事業者等が存在しない離島地域の輸送経費に対し、財政支援措置を講じること。

一〇、医療、教育、その他行政サービスの向上と定住促進等に資するため、電気通信格差是正事業を拡充するなど、高度な地域情報通信基盤整備のための財政措置を強化すること。

一一、医師の確保経費および病院・診療所・老人福祉施設等の整備ならびに運営についての財政措置を拡充すること。

また、離島における救急医療・巡回診療体制の整備を促進すること。

一二、離島における地域コミュニティの活性化および若者の定住を促進するため、体育施設、レクリエーション施設、教育・文化等関係施設の整備を推進するため、財政措置を充実すること。

三、八、観光地所在町村の振興

観光地所在町村は、環境衛生施設、消防力の整備など、観光行政にかかわる特別な施策と財政負担を余儀なくされている。

よって、国は次の事項を実現され

たい。

一、税財源の充実・強化

(1) ゴルフ場利用税は、道路整備、環境対策など町村の行政サービスと密接な関連を有しているとともに、その一〇分の七が関係市町村に交付されており、特に山林原野の多い町村の貴重な財源として、地域振興をはかる上で重要な役割を果たしているため、本税の充実、確保をはかること。

(2) 入湯税の税率を引き上げること。

(3) 観光客によつて消防、清掃等に多額の経費が必要になっていることを考慮して、関係町村の実情に即した財政措置を講じること。

二、観光基盤施設の整備

(1) 観光地所在町村における下水道施設および廃棄物処理施設の整備を推進するため、財政措置を充実すること。

(2) 観光客等の円滑な交通を確保するため、道路をはじめとした高速交通網等、観光地へのアクセスの整備を推進すること。

(3) 観光・レクリエーション活動が豊かで恵まれた自然の中で手軽にできるよう、観光基盤施設を着実に整備することとし、財政措置を充実すること。

(4) 自然公園等の施設整備について長期的計画を樹立し、その整備を推進するとともに、助成制度の拡充をはかること。

(5) 空きカン、空きビンの散乱防止を含むごみの減量化と再生利用をは

21 世紀の火葬炉

発明協会賞受賞

科学技術庁長官賞受賞



北海道 弟子屈町斎場

富士建設工業(株)

本社：新潟市 ☎(代表) 025 (255) 4161

かるリサイクルシステムの運用にあたっては、観光地所在町村が積極的に取り組めるよう配慮するとともに、新たな財政負担について必要な措置を講ずること。

(6) 観光情報基盤の高度化、利活用の容易化をはかるため、観光情報のデジタルデータベース化等により、観光情報基盤の整備を推進すること。

三、宿泊施設の大規模化や高層化等にかんがみ、はしご車、化学車を増強するなど、消防力の強化をはかること。

また、阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえ、耐震性の強化、防災基盤の整備等、安全対策を強力に推進すること。

四、新ウエルカムプラン21に基づく訪日観光倍増に向けた取り組みを行うにあたっては、特に地方における外国人の来訪促進施策を充実強化することにより、観光所在町村の国際化と活性化をはかること。

五、高齢者・障害者等が快適かつ安心して国内の観光地を周遊できる環境を整備する観光地バリアフリー化整備事業を行うこと。また海外に対して日本の観光魅力を情報発信するための観光宣伝事業を推進すること。

三九、水源地域対策の強化

ダム等が所在する水源地域の町村は、過疎化・高齢化等厳しい条件下で、治水・利水、国民生活の安定、産業の発展等水の確保及び自然環境

の保全等、公益的な役割を担っており、関係町村の振興をはかるため各種施策を推進する必要がある。よって、国は次の事項を実現されたい。

一、水源地域対策の強化

(1) 水源地域対策特別措置法による指定ダムの全てに第九条の特例を適用するとともに、ダム建設による水没者の生活再建について、起業者の責任を明確化するなど、同法の改善をはかること。

また、同法成立前の既設ダム所在地域に対し、同法の準用措置を設けること。

(2) 水資源開発公団が所有するダムの用に供する家屋及び償却資産に課する固定資産税にかかる現行課税標準額の特例措置を廃止すること。

(3) 国有資産等所在市町村交付金の対象ダムの範囲を拡大するとともに、現行の算定標準額の特例措置を廃止すること。

(4) 水源地域町村に対する財政措置を充実すること。

(5) 水源地域対策基金の運営に対する国の財政上の援助措置を強化するとともに、基金設立の全国的な展開を促進すること。

(6) 安定的な維持用水の放流計画を確立するとともに、環境保全および防災に関する施策等の拡充をはかること。

(7) 水源地域の活性化をはかるとともに、地域間交流支援事業等による上下流連携を推進すること。

二、水資源開発の推進

(1) ウォータープラン21を踏まえるとともに、水行政における国・地方を通ずる体制の整備をはかること。

(2) ダム所在町村に新たな利水需要が生じた場合、ダム使用権又は水利権を優先的に取得できるように、所要の制度を確立すること。

(3) 水質管理体制の充実強化および下水道整備の促進をはかること。

(4) 地下水の人工かん養および地盤沈下防止のための事業を、国の直轄事業として制度化すること。

(5) 水源複層林の整備および水源林特別対策の拡充をはかるとともに、放置山林の対策を強化すること。

四〇、産炭地域対策の推進

産炭地域に対する石炭政策は、「石炭鉱業の構造調整の完了に伴う関係法律の整備等に関する法律」以下「石炭関連整備法」とする)に基づき、平成一三年度末をもって終了したが、産炭地域の中には、今なお過去の閉山・合理化の影響を受け、人口の流出、財政の悪化等多くの問題を抱え、社会的・経済的に極めて厳しい状況にある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、激変緩和措置の確実な実施
「石炭関連整備法」に基づく以下の激変緩和措置の実施に当たっては、産炭地域の今後の自立・発展に資するよう地元の実情を十分配慮すること。

(1) 鉱害復旧およびばた山災害対策
(2) 炭鉱離職者の雇用対策

(3) 市町村が行う特定公共事業に対する国庫助成

二、地方交付税の特例措置の継続
地方交付税の算定に際し、産炭地域の厳しい経済・財政状況を踏まえて、従来の普通交付税における産炭地補正と同様な地方財政上の特例措置を講ずること。

四一、非鉄金属鉱山地域対策の推進

非鉄金属鉱山地域は、所在鉱山のあいつく休閉山により、地域活力が低下し、財政基盤も脆弱化するなど厳しい状況にあるので、関係町村の振興をはかるため各種施策を推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、鉱山所在町村振興対策の強化
(1) 鉱山所在町村の振興対策を推進するとともに、税財政措置を強化すること。

(2) 鉱山跡地の利用等鉱山資源の活用に対する財政措置を拡充すること。

(3) 鉱山施設および鉱山の技術・インフラ等を活用したりサイクル関連施策を推進することとし、その場合、鉱山所在町村の再活性化に最大限の配慮をすること。

二、休廃止鉱山所在町村における地場産業の振興、離職者雇用対策等の拡充強化をはかること。

三、鉱害防止対策の支援の強化と地域環境整備の促進をはかること。

情 報

四二、地域改善対策の推進

同和問題は基本的人権に関わる重大な問題であり、今日に至るまで、国、地方公共団体等による地域改善対策事業の積極的な推進により、生

新任都道府県町村会長の略歴

山梨県町村会は五月二十九日の定期総会で次のとおり会長を選出した。(六月一日就任)

山梨県町村会長
東八代郡豊富村長

萩原 幸男
昭和八年七月二十五日生



【住所】山梨県東八代郡豊富村浅利二九九〇番地

【村長に当選するまでの経歴】豊富村議会議員三期

【村長としての当選回数】四回

【町村会関係の経歴】平成二年・十三年東八代郡町村会会長及び県町村会常任理事 平成十一年山梨県町村会副会長

【主な業績】村民の日制定・与一公まつり開催 住民記録システム稼働 児童館建設 第二次総合計画策定 農業集落排水事業(下水道)浅

活環境の整備を中心とする各分野で一定の成果をおさめてきたところである。

しかしながら、職業の安定、産業の振興、教育の充実や啓発、特に近年多発しているインターネットに

利川東部地区・浅利川西部地区・浅利地区・高部地区管路並びに処理施設建設 関原若宮公園建設 温泉掘削 簡易水道水量拡張管路・一五〇〇トンPCTank建設 健康福祉センター・デイサービスセンター建設 郷土資料館建設 若宮八王子公園建設 テニス場建設 小学校給食棟建設 シルク工芸館・ふれあい館建設 与一弓道場建設 シルクの里公園建設 農工法に基づく大型企業誘致 交流促進センター 農産物直売所建設 農道大鳥居線建設 シルクライニング工 庁舎耐震補強増改築 とらもろこしワイン「夢」・とらもろこし焼酎「恵」製造販売開始 インターネット「豊富村ホームページ」完成 小学校校舎耐震改修 小学校へ教育用コンピュータ整備 農業集落排水事業(下水道)全村供用開始 農業集落排水事業汚泥再処理施設

【コンポスト施設】建設 豊富村誌発行 第三次総合計画策定 道の駅「とよとみ」農畜産物処理加工施設建設 情報通信基盤整備庁内LAN・村内主要機関へのLAN整備 中山間地域総合整備事業着手 豊積橋拡幅

【趣味】読書

【家族】妻、子一人

よる差別事象の防止等について未だ多くの課題を有しており、さらに住環境整備等の物的事業も残されている。

また、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」は失効したが、課題の解決に向け、取り組みを積極的に行うことが必要である。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、「地対財特法」の失効にとまない、一般対策に移行した事業を引き続き円滑に実施できるよう、十分な財政措置を講じること。

二、人権教育および人権啓発に関する施策を実施する町村に対し、十分な財政措置を講じること。

三、人権侵害の防止および被害の救済に関する法的措置を講じること

四、住宅新築資金等貸付事業に伴う償還推進助成事業については、財政措置等内容を充実するとともに、法制化すること。また、実質的に返済が不可能な、「本人死亡」「行方不明」に係る滞納債権については、全国で措置すること。

五、公営住宅家賃について、特別な緩和措置を講じること。

六、地域改善対策事業等によって建設、整備した各種施設の経過措置期間後の運営方法、ならびに町村から地域に譲渡する場合の方策等について、早急に明確にすること。また、町村が地域に譲渡する際に支障となる、補助金等に係る予算の執行の適

正化に関する法律」の規制について緩和すること。

四三、北方領土の早期返還

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島は、わが国固有の領土であり、この返還を実現することは、国民の多年にわたる念願である。

よって、国はさらに強力な外交交渉を行うことにより一日も早く、その実現をはかること。

四四、竹島の領土権の確立

わが国固有の領土である竹島の領土権を確立し、周辺海域における漁場の安全操業ならびに鉱業権の安全行使が速やかに実現できるよう、国はさらに強力な外交交渉を行うこと。

お客様からの100の課題に、100の答えを示せる銀行でありたい。

- 信託業務 ●預金・為替業務 ●融資業務 ●年金業務 ●不動産業務 ●証券業務 ●個人財産総合コンサルタント業務



中央三井信託銀行

くつろぎと機能性が調和する 都心の快適空間です。

官公庁ビルの立ち並ぶ霞ヶ関のほど近く、都心にありながら、
喧騒を離れた、心落ち着ける空間として全国町村会館は
多くの皆様にご利用いただいております。
静かでゆったりとした客室に、味わい豊かなお料理。
一流ホテル(帝国ホテルグループ)との提携による
上質なサービスで皆様をお迎えいたします。

- 町村主催の各種行事に
- 自治大学校などの交友会に
- 職員旅行・家族旅行に
- 小・中学校の東京での行事参加に

やすらぎを大切にした客室

客室は、静かさと心地よさに配慮し、全室を7階以上に配置いたしました。室内インテリア全体を落ち着いた雰囲気にとり、ゆったりとしたやすらぎのひとつをお過ごしいただけます。また、会議室やホール、レストランと和食処、ホテルショップなどの施設も充実しております。

土・日・祝日で宿泊は、
通常料金より20%割引でご利用いただけます。
※金曜のご宿泊にも、通常料金の15%OFFにてご利用いただけます。

シングル 131室	通常料金 8,500円より	ツイン 18室	通常料金 16,000円より
シングル	6,800円より	ツイン	12,800円より



シングル

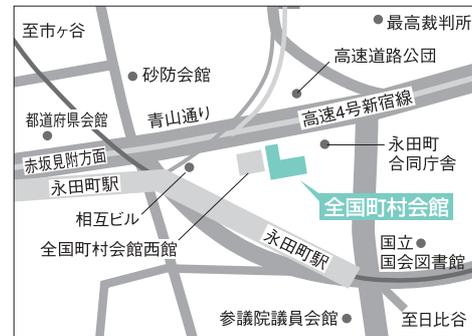
ご予約・お問い合わせは



都心に近く便利なロケーション

東京での活動拠点として最適なロケーションです。会議や研修、パーティーなど用途に応じて幅広くご利用いただけます。

※宴会場ご利用のお客様の地元特産品などの持ち込みは自由です。
※ご宴会のお料理は、ご希望とご予算に応じてご用意いたします。



- 【交通案内】
- 有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩1分
 - 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分
 - タクシー 東京駅から約20分

- 東京観光地へのアクセスガイド
- 東京ディズニーランド／地下鉄永田町駅からJR舞浜駅まで約34分
 - 浅草／地下鉄赤坂見附駅から浅草駅まで約27分
 - 東京タワー／地下鉄永田町駅から御成門駅まで約25分
 - 東京ドーム／地下鉄永田町駅から後楽園駅まで約10分
 - 東京都庁展望台／地下鉄赤坂見附駅から新宿駅まで約10分

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。